

鹿角市過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～令和 2 年度)

(平成 29 年 2 月変更)

(平成 30 年 3 月変更)

(令和 元年 12 月変更)

(令和 2 年 3 月変更)

秋田県鹿角市

目 次

1 基本的な事項

(1) 鹿角市の概況

- ① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 1
- ② 鹿角市における過疎の状況 2
- ③ 産業構造の変化、地域経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した鹿角市の社会経済的発展の方向の概要 4

(2) 人口及び産業の推移と動向

- ① 年齢階層別、男女別等から見た人口の推移と今後の見通し 5
- ② 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等 8

(3) 鹿角市行財政の状況

- ① 行政の状況 9
- ② 財政の状況 10
- ③ 施設整備水準等の現況と動向 12

(4) 地域の自立促進の基本方針

- ① 過疎地域自立促進の基本目標 14
- ② 過疎地域自立促進特別事業 15

(5) 計画期間 16

(6) 鹿角市公共施設等総合管理計画との整合 16

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針 17

(2) 農林業 17

(3) 観光 20

(4) 商工業 22

(5) 企業誘致対策 25

(6) 起業等の促進 26

(7) 公共施設等総合管理計画との整合 31

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備等の方針 32

(2) 道路 32

(3) 鉄道・バス 33

(4) 地域情報化 34

(5) 地域間交流 35

(6) 公共施設等総合管理計画との整合 38

4	生活環境の整備	
(1)	生活環境の整備の方針	39
(2)	水道	39
(3)	下水処理	40
(4)	廃棄物処理等	40
(5)	消防・救急・防災	41
(6)	住環境の整備	42
(7)	公共施設等総合管理計画との整合	46
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	48
(2)	高齢者福祉	48
(3)	児童福祉	50
(4)	保健・健康づくり	51
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	55
6	医療の確保	
(1)	医療の確保の方針	56
(2)	医療の確保	56
7	教育の振興	
(1)	教育の振興の方針	60
(2)	幼児教育	60
(3)	義務教育	61
(4)	高等学校教育	62
(5)	高等教育	64
(6)	生涯学習	64
(7)	公共施設等総合管理計画との整合	67
8	地域文化の振興等	
(1)	地域文化の振興等の方針	68
(2)	地域文化の振興等	68
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	70
9	集落の整備	
(1)	集落の整備の方針	71
(2)	集落の整備	71

10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1)	その他地域の自立促進に関し必要な事項の方針	74
(2)	移住・定住	74
	事業計画（平成28年度～令和2年度） 過疎地域自立促進特別事業分	76

1 基本的な事項

(1) 鹿角市の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本市は、地理的には、北緯 40 度 12 分、東経 140 度 47 分、北東北 3 県のほぼ中央となる秋田県の北東部に位置し、東は青森県三戸郡田子町・三戸町・新郷村・岩手県八幡平市に、西は大館市・北秋田市に、南は仙北市に、北は鹿角郡小坂町・青森県十和田市に接している。行政面積は 707.52k m²で、東西の長さは約 20.1km、南北は約 52.3km に及んでいる。

地勢的には、秋田県北部を貫流する米代川の最上流にあたり、奥羽山脈中に開かれた鹿角盆地と、漂泊の詩人石川啄木が「青垣山をめぐらせる」と詠んだ周囲に連なる山々からなっている。総面積のうち約 8 割を林野が占める中山間地域であり、米代川とその支流である小坂川、大湯川、熊沢川、夜明島川が流れ込む鹿角盆地に形成された沖積扇状地は、農業生産の中核となっている。台地も数多く形成されており、これらは果樹園及び畑作地として利用されている。また、湯瀬、八幡平、大湯をはじめ各地で湧出する温泉や、国立公園に指定されている十和田湖、八幡平の自然環境などの天然資源に恵まれた地である。

気象条件は、内陸部に位置するため、年間を通じて昼夜間の気温の較差が大きく、典型的な盆地型気候である。風向きは西寄りに偏し、平成 27 年の年間日平均気温は 10℃、降水量は年間 1260mm、積雪は過去 10 年の平均が平坦地で約 79cm と、県内でも比較的降雨量が少なく、積雪も山間地としては比較的少ないほうである。

イ 歴史的条件

本市には、国特別史跡である大湯環状列石をはじめ、数多くの縄文時代の遺跡が存在し、約 5～6 千年前からこの地に人々が住んでいたと推測されている。平安時代に編纂された日本三代実録（西暦 910 年に完成）には「上津野」の古名で記述されており、現在の「鹿角」の地名の由来については、高い山から盆地を眺め渡すと、米代川に幾筋かの支流が流れ込む様が鹿の角のように見えたことから名付けられたと伝承されている。台地の上には、中世の館跡など歴史文化遺産が数多く残されている。和銅年間に発見され、江戸時代の慶長から寛文年間にかけて最盛期を迎えた尾去沢鉦山は、当時の経済活動に大きな影響を与えたとされており、それ以前の奥州藤原氏三代の栄華にも関係があったと伝えられる。戦国時代の頃には南部氏が地頭職となり、明治維新まで南部藩領であったため、古くから岩手県の盛岡地方、青森県の八戸地方との交流が盛んで、鉦山の繁栄を基盤として秋田県内の

他地域とは異なる特有な文化を形成してきた。維新後、盛岡県、九戸県、三戸県、江刺県などを経て、明治 4 年に秋田県に編入されている。

本市は、北東北における高速交通時代の幕開けと、広域化・多様化する行政需要に対応するため、昭和 47 年 4 月 1 日に、鹿角郡内の 4 カ町村（花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村）の合併により誕生し、今日に至っている。

ウ 社会的条件

交通面では、東北縦貫自動車道の鹿角八幡平と十和田の 2 つのインターチェンジにより、盛岡・青森・八戸などの主要都市と約 1 時間で結ばれる。一般道は東西に走る国道 103 号、南北に走る 282 号を軸として、103 号からは八戸方面へ 104 号が、282 号からは八幡平、田沢湖方面へ 341 号がそれぞれ分岐している。また、鉄道と高速バスが大館～盛岡間を運航しており、東北新幹線との連絡が確保されているほか、大館能代空港には東京便が就航しており、首都圏との時間短縮が図られている。

エ 経済的条件

経済的には、農業と鉱業が産業の主役を占める時代が長く続いてきたが、その中で中心的な役割を果たしてきた鉱業の衰退は労働人口の大規模な流出をもたらし、本市経済に大きな影響を与えた。その後、企業誘致や商店街近代化の推進、観光拠点づくりによる観光振興、農業構造改革の推進など、各般にわたって積極的に産業施策を進めている。

② 鹿角市における過疎の状況

ア 人口等の動向

本市域の国勢調査における人口は、市誕生前の昭和 30 年の 60,475 人をピークに減少を続け、平成 22 年には 34,473 人にまで減少している。これは、昭和 40 年代から 50 年代にかけて市内及び近隣の鉱山が相次いで閉山し、これらの余剰となった労働力を吸収する第 2 次・第 3 次産業の就労の場が市内に充足しておらず、首都圏、地方中核都市への流出を招いたことが大きな要因と考えられる。

昭和 60 年代から平成 12 年にかけては、定住化促進条例の制定や企業誘致による雇用の増大等の定住促進対策に努めた結果、社会減の減少が見られたが、雇用機会の絶対的な不足や高等教育機関への進学者の増加、都会志向等により、依然として市外への人口の流出が続いている。ただし、社会減は縮小傾向にあり、代わって出生数の減少と死亡数の増加により自然減が増加の一途で、近年の人口減少の主要因となっている。

イ 旧過疎活性化法等に基づくこれまでの対策

本市は、これまでの過疎対策において、非過疎地域との格差是正を第一義とした基礎的社会資本の整備に重点を置いた対策から、産業振興・余暇対策施設の整備に重点を置いて定住促進を目指す対策へと徐々に移行してきた。

[旧過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年法律第 31 号）に基づく対策]

地方中核都市と比較して明らかに遅れている社会基盤を整備するため、集落間を結ぶ市道、農林道、上水道・簡易水道施設、消防施設・設備の拡充等を行い、地域住民の生活環境の向上に努めた。また、過疎化による児童の減少に伴い小学校 3 校、中学校 1 校の統廃合を行うとともに、保育環境充実のための保育園やコミュニティ強化のための集会施設、公民館、分館の整備に努めた。

[旧過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年法律第 19 号）に基づく対策]

地場産業の振興を図るため、関連公共的団体が行う経営近代化のための施設整備に対し支援し、雇用の増大を図るため工業団地の造成に着手した。また、国の支援を受けながら地熱エネルギー利用の実証試験、地場産業への活用の可能性調査を行ったほか、マインランド尾去沢、鹿角観光ふるさと館等の観光拠点施設や、豊かな自然を活かした市内 2 カ所のスキー場、八幡平山麓におけるキャンプ場、温水プール等の整備により観光の振興に努めた。さらに、遅れている社会資本の整備を進めるため、引き続き集落間を結ぶ市道を集中的に整備したほか、冬期交通確保のため除雪体制を確立した。

[旧過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）に基づく対策]

地域の活性化を図るため、産業振興や都市的生活環境の充実に重点を置いた施策を展開するとともに、定住促進のため、全国に先駆けて条例に基づく総合支援を講じた。

産業振興面では、商店街近代化事業や農業経営近代化施設の整備に対し支援したほか、地域経営公社設立、東京都内へのアンテナショップ開設による農業構造改革、八幡平リゾート開発や大湯リフレッシュ事業などを進めた。

都市的生活環境の充実としては、安全で快適な市民生活の確保のため、上水道の拡充、公共下水道の供用、農業集落排水事業への着手を行うとともに、総合運動公園や花輪スキー場など東山スポーツレクリエーションエリアの整備を進めた。

そのほか、長寿社会に向け、福祉保健センターや高齢者の健康づくりや交流のための施設、在宅介護支援施設の整備を行ったほか、保育園や学校、地域活動の拠点となる公民館等の改築等を行った。

[過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づく対策]

地域特性の見直しと活用を目指す「鹿角学」と、市民と行政の対話と協調を目指す「共

動」の理念を基礎として、産業振興のほか、交流の促進、地域活力の向上を図るための事業を展開した。

産業においては、ブランド作物の生産拡大や耕作放棄地へのソバの作付奨励、農業生産基盤の整備を行ったほか、企業立地助成金等により、企業誘致のほか、誘致済み企業等の設備投資を支援した。また、田舎暮らし体験施設や森林セラピー基地の整備、新たな観光プログラムの創出など観光交流人口の増加に向けた取り組みを行うとともに、ブランドアップ戦略に基づき6次産業化を推進した。

生活環境面では、携帯電話不感地帯の解消やブロードバンドの整備を進めるとともに、上水道給水区域や生活排水処理区域の拡大を図った。また、第3子以降の子育て費用の軽減等の子育て支援策の強化、全小中学校の耐震化、文化ホールを含む複合型文化交流拠点施設の整備など、子育て・教育環境の充実に努めるとともに、若者グループや小規模自治会等の活動を支援する制度を立ち上げるなど、地域コミュニティの活性化を図った。

ウ 現在の課題と今後の見通し

上記のように、数次にわたる特別措置法による支援を受けて積極的に過疎対策を進めてきたものの、人口減少に歯止めがかかり、住民の所得が非過疎地域並みの水準に向上するという状況には残念ながら至っていない。定住人口確保のための必須要件は、家族が暮らしていける就業の場があることであり、これが本市における過疎対策の最重要課題である。

これまでの東京を中心とした経済社会システムの中では、地方にしごとをつくり、経済的に自立することは極めて困難であったが、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき人口の首都圏等への一極集中を是正する対策が、国を挙げて進められている好機を生かし、地方への移住に対する首都圏住民の肯定的な評価を追い風として、本市の過疎対策をさらに強化する必要がある。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配意した鹿角市の社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

本市域の就業人口の総数は、昭和35年から平成22年までの50年間で42.6%と半数近く減少している。産業別にみると、第一次産業、第二次産業の就業人口はそれぞれ85.4%、25.7%減少しているのに対し、第三次産業では30.9%増加しており、第三次産業中心に移行している。

イ 地域の経済的な立地特性

本市は、従来農業地域であり、鉱山の繁栄を背景に、稲作のみに依存することなく畜産や果樹、野菜などを組み入れた複合経営が早くから行われ、また広大な森林を利用して林業も盛んに行われてきた。鉱山閉山後は、電気機械等の製造業を主とした誘致企業の立地が進み、本市経済基盤の強化に大きく貢献している。さらに、豊かな自然環境と観光資源に恵まれ、これらを活かした温泉地域の活性化事業、スポーツ合宿等の拠点エリアや交流居住の拠点施設等の整備が進められてきている。しかし、観光入込客数は、平成 22 年までは年間 200 万人を超える入り込みがあったが、平成 23 年には東日本大震災の影響から一時減少し、その後、わずかに回復したものの近年は 170 万人程度で推移している。

ウ 鹿角市の社会経済的発展の方向の概要

本市においては、鉱業に代わる地域経済の基盤づくりが重要な課題として挙げられており、これまでの企業誘致に加え、平成 6 年からは、基幹産業である農業について、内外情勢の変化に呼応した農業構造の抜本的改革を推進するための施設整備を行うとともに、改革の理念の浸透と整備された施設の有効活用を促進し、関係者の所得向上を図ってきた。今後は、競争力のある担い手を育成し 6 次産業化などの販売重視型農業への転換を支援するとともに、複合経営を推進し農業所得の向上を図る必要がある。また、農商工観連携による地域ブランドの確立、新ブランドの育成のほか、農村の魅力を活かした滞在型観光の確立を図る必要がある。さらには、起業・創業希望者に対する支援など様々な分野の連携により付加価値の高い新たな産業を創出し、活力のあるまちづくりを進めて行かなければならない。

なお、県の過疎地域自立促進方針では、鹿角地域の自立促進の方向として、地域を担う意欲ある経営体や新規就農者の確保・育成を図るとともに、冷涼な気象条件を活かした野菜、花き、果樹や畜産などを組み合わせた複合経営と、かづの北限の桃、かづの牛、淡雪こまちなどの地域特産物の生産拡大・ブランド化を進めながら、農業の 6 次産業化を推進し、地域全体の所得と活力の向上を図ることとしている。また、恵まれた観光資源・特性を活用した体験型観光の推進や環境・リサイクル産業の更なる集積を促進し、交流人口の増加や賑わいの創出、地域経済の活性化を図っていくこととしている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 年齢階層別、男女別等から見た人口の推移と今後の見通し

本市の人口減少は、昭和 55 年頃から鈍化傾向を示してはいるものの、依然として続いている状況にある。昭和 40 年から昭和 45 年の間に 11.0%の減少を記録して以降、減少率は

低下していたが、平成 12 年以降、再び上昇し、5～6%の減少率となっている。

年齢階層別に見ると、少子化の影響により、年少人口（0～14 歳）が昭和 60 年以降、5 年ごとに 16～17%の割合で減少を続けている。平成 17 年から平成 22 年の間の減少は 13.9%と、やや鈍化傾向が見られるものの、依然として国を上回る率で減少が続いている。若年者（15～29 歳）の人口は昭和 40 年以降、5 年ごとに 10%以上の割合で減少してきた。平成 2 年度に平成 7 年度を時限として制定した定住化促進条例に基づく優遇制度の効果もあり、平成 2 年から平成 12 年の間の減少は約 2～6%にとどまったが、その後の減少率は 17.9%と再び上昇傾向にあり、高い値で推移している。高齢者（65 歳以上）についてみると、平成 7 年以降の増加率こそ低下しているが、平成 22 年の高齢者比率は 32.9%に達しており、本市は約 3 人に 1 人が高齢者という、超高齢社会が進行している。

男女別にみると、女性人口が男性人口を上回っており、近年では、若年女性の純移動率が高く、20～24 歳から 25～29 歳になるときに男性よりも多く転入超過が見られる。

今後はさらに少子高齢化が進展し人口減少が進むことが予測されるが、鹿角市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）では、鹿角市人口ビジョンをもとに、令和 17（2035）年の総人口を 25,731 人としている。今後 20 年間で、20%あまり減少するとの推計であるが、合計特殊出生率の向上と若年層の移動率の改善により、人口構造が若返り、年少人口比率は 13.3%に上昇し、高齢化比率は令和 7 年をピークに低下すると展望している。

表 1 - 1 (1) 人口の推移（国勢調査）

（単位：人、%）

区分	昭和 35 年			昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	59,953	56,591	△5.6	50,346	△11.0	46,822	△7.0	45,615	△2.6		
0 歳～14 歳	20,783	16,776	△19.3	12,572	△25.1	10,595	△15.7	9,710	△8.4		
15 歳～64 歳	36,135	36,322	0.5	33,717	△7.2	31,577	△6.3	30,533	△3.3		
うち 15 歳～29 歳(a)	14,512	12,965	△10.7	11,064	△14.7	9,386	△15.2	8,246	△12.1		
65 歳以上 (b)	3,035	3,493	15.1	4,057	16.1	4,650	14.6	5,372	15.5		
(a)総数 若年者比率	24.2	22.9	—	22.0	—	20.0	—	18.1	—		
(b)総数 高齢者比率	5.1	6.2	—	8.1	—	9.9	—	11.8	—		

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	44,499	△2.4	42,407	△4.7	41,184	△2.9	39,144	△5.0	36,753	△6.1
0 歳～14 歳	9,175	△5.5	7,700	△16.1	6,453	△16.2	5,366	△16.8	4,640	△13.5
15 歳～64 歳	28,925	△5.3	27,060	△6.4	25,546	△5.6	23,299	△8.8	20,848	△10.5
うち15 歳～29 歳(a)	6,651	△19.3	5,820	△12.5	5,712	△1.9	5,399	△5.5	4,429	△17.9
65 歳以上 (b)	6,399	19.1	7,647	19.5	9,185	20.1	10,479	14.1	11,265	7.5
(a)総数 若年者比率	14.9	—	13.7	—	13.9	—	13.8	—	12.1	—
(b)総数 高齢者比率	14.4	—	18.0	—	22.3	—	26.8	—	30.7	—
区分	平成 22 年									
	実数	増減率								
総数	34,473	△6.2								
0 歳～14 歳	3,996	△13.9								
15 歳～64 歳	19,123	△8.3								
うち15 歳～29 歳(a)	3,700	△16.5								
65 歳以上 (b)	11,350	0.8								
(a)総数 若年者比率	10.7	—								
(b)総数 高齢者比率	32.9	—								

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

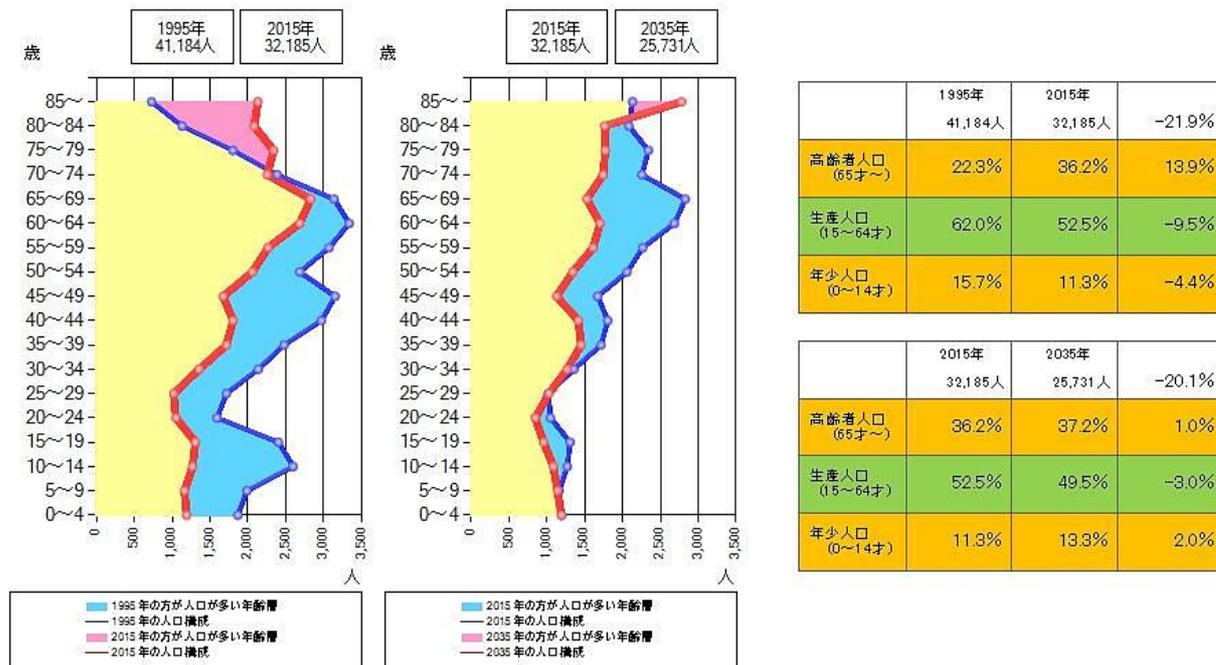
(単位：人、%)

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	40,343	—	38,224	—	△5.3	35,606	—	△6.8
男	19,136	47.4	18,093	47.3	△5.5	16,717	46.9	△7.6
女	21,207	52.6	20,131	52.7	△5.1	18,889	53.1	△6.2

区分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	33,500	—	△5.9	32,950	—	△1.6	
男 (外国人住民除く)	15,766	47.1	△5.7	15,517	47.1	△1.6	
女 (外国人住民除く)	17,734	52.9	△6.1	17,433	52.9	△1.7	
参考	男 (外国人住民)	27	29.0	—	26	27.4	△3.7
	女 (外国人住民)	66	71.0	—	69	72.6	4.5

※平成 24 年の住民基本台帳法の改正により、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となったため、平成 26 年以降の欄については、外国人住民を除く人口と外国人住民の人口を記載。

表 1 - 1 (3) 人口の今後の見通し（鹿角市公共施設等総合管理計画）



② 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等

産業別人口の推移を見ると、第一次産業の就業人口比率は昭和 35 年の 53.3%から平成 22 年の 13.6%へと大幅に減少し、就業者数は同期間中に 6 分の 1 以下にまで激減した。平成 17 年から 22 年の間の減少率も 20%を超えている。農業・林業とも、米価・木材価格の低迷による従事者の減少と若手後継者の兼業化が進み、また、労働力の高齢化が進んでいる。

第二次産業の就業人口比率は増減を繰り返しながらやや増加してきたが、近年、長引く景気低迷の影響を受けて就業人口比率、就業者数とも減少に転じている。かつては建設業や木材工業等が中心であったが、昭和末期に電子部品・デバイス・電子回路製造業、繊維工業を中心とした誘致企業の立地が進み、製造業従業者数は昭和 60 年から平成 2 年の間に 58.1%の増加を示した。しかしその後、よりコストの低い海外への工場の移転・進出が盛んになり、繊維工業を中心に撤退する企業が相次いだことから、平成 2 年から平成 7 年の間には製造業への就業者が減少し、逆に公共工事等により比較的安定していた建設業への就業者が増加するという現象が起きた。その後建設業・製造業就業者はともに減少し、平成 12 年にはほぼ同数となっている。

第三次産業の就業人口比率は、企業誘致や多様な卸・小売業、サービス業の増加により一貫して伸びており、平成 22 年には 58.9%を記録している。この比率は昭和 35 年の第一次産業の比率 (53.3%) を上回る数字であり、本市の産業は第三次産業を中心とした構造へと移行していることがわかるが、実数では平成 7 年以降減少に転じている。第三次産業の中でも大きく伸びているのはサービス業であり、第三次産業就業者数が減少に転じている中でも増加を続けている。

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(単位：人、%)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	28,294 人		26,768 人	△5.4%	26,148 人	△2.3%	24,128 人	△7.7%
第一次産業	15,087 人		11,484 人	△23.9%	10,853 人	△5.5%	8,429 人	△22.3%
就業人口比率	53.3%		42.9%	—	41.5%	—	34.9%	—
第二次産業	5,902 人		6,899 人	16.9%	6,191 人	△10.3%	6,134 人	△0.9%
就業人口比率	20.9%		25.8%	—	23.7%	—	25.4%	—
第三次産業	7,305 人		8,379 人	14.7%	9,080 人	8.4%	9,549 人	5.2%
就業人口比率	25.8%		31.3%	—	34.7%	—	39.6%	—
分類不能	0 人		6 人	—	24 人	300.0%	16 人	△33.3%
就業人口比率	0.0%		0.0%	—	0.1%	—	0.1%	—
区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	233,34 人	△3.3%	22,168 人	△5.0%	21,724 人	△2.0%	20,883 人	△3.9%
第一次産業	6,269 人	△25.6%	5,790 人	△7.6%	4,701 人	△18.8%	3,582 人	△23.8%
就業人口比率	26.9%	—	26.1%	—	21.6%	—	17.2%	—
第二次産業	6,862 人	11.9%	6,272 人	△8.6%	7,048 人	12.4%	6,977 人	△1.0%
就業人口比率	29.4%	—	28.3%	—	32.4%	—	33.4%	—
第三次産業	10,190 人	6.7%	10,093 人	△1.0%	9,967 人	△1.2%	10,322 人	3.6%
就業人口比率	43.7%	—	45.5%	—	45.9%	—	49.4%	—
分類不能	13 人	△18.8%	13 人	0.0%	8 人	△38.5%	2 人	△75.0%
就業人口比率	0.1%	—	0.1%	—	0.0%	—	0.0%	—
区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年			
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総数	19,663 人	△5.8%	17,812 人	△9.4%	16,238 人	△8.8%		
第一次産業	3,160 人	△11.8%	2,777 人	△12.1%	2,208 人	△20.5%		
就業人口比率	16.1%	—	15.6%	—	13.6%	—		
第二次産業	6,280 人	△10.0%	4,879 人	△22.3%	4,387 人	△10.1%		
就業人口比率	31.9%	—	27.4%	—	27.0%	—		
第三次産業	10,217 人	△1.0%	10,082 人	△1.3%	9,563 人	△5.1%		
就業人口比率	52.0%	—	56.6%	—	58.9%	—		
分類不能	6 人	300.0%	74 人	1133.3%	80 人	8.1%		
就業人口比率	0.0%	—	0.4%	—	0.5%	—		

(3) 鹿角市行財政の状況

① 行政の状況

本市は、昭和 47 年 4 月、鹿角郡内の 4 カ町村が合併して誕生し、十和田八幡平国立公園に代表される優れた自然環境と縄文から中世、近世へ至る悠久の歴史文化の流れを背景として、市民憲章にうたわれている「緑と水の映えるまち」を目指し、力強く個性的なまちづくりを進めてきた。

昭和 49 年から昭和 56 年までの第 1 次・第 2 次総合開発基本構想では、地域経済を支え

てきた鉱業に代わる産業を育成するため、観光業を主軸とした各種の活性化施策を重点的に実施してきた。また、「緑と水の映える資源を活かした活力ある鹿角」を目指した第3次総合開発基本構想では、観光資源を有効に活用した農工商のバランスのとれた振興と生活水準の向上による個性豊かな都市づくりを進めてきた。

平成元年度に策定した第4次の長期計画からは、名称を総合計画とし、現在は、平成23年度から令和2年度を期間とする第6次総合計画を進めており、「笑顔がつながり活力を生むまち・鹿角」を将来都市像として、「共動」の理念のもと、本市が有する魅力的な地域資源等を有機的に結びつけた産業の活性化と雇用の創出、福祉・医療、教育の充実や地域コミュニティの活性化などに重点的に取り組んでいる。

同時に、行政運営の効率化と円滑化を図るため、行政改革大綱に基づき、機構改革、行財政全般にわたる事務事業等の見直しなどを鋭意推進してきており、平成27年度で第8次大綱が終了し、平成28年度からは次期大綱をスタートさせる予定である。この間、「行政と市民が同じ視点に立ち、共に行動する」ことを指す「共動」をまちづくりの理念に置くとともに、平成14年度からは、行政評価制度を導入し、説明責任の徹底と透明性の向上を図っている。さらに、平成の大合併が進む中、平成16年12月には行政・市民・議会が一体となって行財政運営基本方針を定め、長期的に持続可能な行財政システムの確立に向けて、より簡素で効率的な行政運営と市民とのパートナーシップによるまちづくりを基本方針とした行政改革を進めてきた。

広域行政については、平成6年6月にそれまでの衛生業務等に広域行政・消防業務を加えた広域行政組合を設立しており、その後ふるさと市町村圏計画の策定等の事務は廃止したものの、次のとおり、ごみ処理等広域的な取り組みが必要とされる行政サービスの安定的かつ効率的提供に努めている。

○一部事務組合

鹿角広域行政組合（常備消防及び救急、ごみ処理、し尿処理、斎場等）

構成団体：鹿角市、小坂町

② 財政の状況

本市の財政（普通会計）の状況は、表1-2（1）のとおりである。

一般財源で大きな割合を占めているのは地方交付税で、歳入全体に占める割合は、平成17年度で41.6%、平成20年度で39.6%、平成25年度において38.0%と低下傾向にあるが、なお大きく依存している。一方、自主財源の主体である市税については同じく平成17年度で19.3%、平成20年度で18.5%、平成25年度においては15.6%と年々低下している。全国的に、自治体の歳入に占める地方税収の割合が低いことを評して「三割自治」という言葉が生まれたが、本市はその3割にも大きく及ばない状況にある。

各種財政指標を見ると、平成25年度決算に基づく健全化判断比率では、実質赤字比率と

連結実質赤字比率はすべての会計に係る実質収支が黒字であることから「該当なし」となっている。また、公債費に充当された一般財源の割合を示す実質公債費比率は9.1%で、早期健全化判断基準である25%を下回っている。将来にわたる財政負担の指標となる将来負担比率は27.5%で、早期健全化判断基準の350%を下回っており、財政の健全性は確保されている。一方、財政の弾力性を図る経常収支比率は89.5%に達しており、行政需要の変化に柔軟に対応することが困難になりつつある。

地方財政を取り巻く厳しい情勢が依然として続く中、地域経済の活性化、少子高齢社会における福祉の充実、基礎的社会資本の整備、環境対策等、行政需要は高度化・多様化し、拡大の一途をたどっている。このため、行政改革大綱に基づき、財政の効率化と経費の節減合理化により弾力性の確保に努めるとともに、財源の重点的かつ効率的配分に努めながら、地域の自立促進に向けてなお積極的な施策形成を図っていく必要がある。

表1-2(1) 市財政の状況(地方財政状況調査)

(単位:千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	17,356,760	15,918,645	18,716,243	19,303,827
一般財源	12,704,032	10,687,545	11,242,888	10,977,740
国庫支出金	1,256,833	1,274,328	2,679,491	3,316,626
都道府県支出金	873,546	944,243	1,272,291	1,258,600
地方債	591,500	1,151,300	1,658,565	1,448,385
うち過疎債	246,000	447,600	424,800	168,600
その他	1,930,849	1,861,229	1,438,208	2,133,876
歳出総額 B	16,799,384	15,663,903	17,899,058	18,651,679
義務的経費	6,848,137	6,791,076	6,862,674	6,882,955
投資的経費	2,664,975	1,789,846	3,097,447	3,573,166
うち普通建設事業	2,646,364	1,654,020	3,072,160	3,244,415
その他	7,286,272	7,082,981	4,866,777	8,195,558
過疎対策事業費	3,296,440	2,405,214	3,582,588	4,818,845
歳入歳出差引額 C (A-B)	557,376	254,742	817,185	652,148
翌年度へ繰越すべき財源 D	58,785	79,555	291,296	217,824
実質収支 C-D	498,591	175,187	525,889	434,324
財政力指数	0.33	0.35	0.32	0.31
公債費負担比率	14.7	15.0	12.9	12.0
実質公債費比率	-	-	10.8	9.1
起債制限比率	9.0	9.9	-	-
経常収支比率	84.3	95.0	86.2	89.5
将来負担比率	-	-	54.7	27.4
地方債現在高	14,837,816	15,066,871	15,021,937	16,701,879

③ 施設整備水準等の現況と動向

本市における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2 (2) のとおりである。

市民生活と密接に関わる市道は、計画的な整備により改良率、舗装率ともに向上してきている。今後は、これまで整備してきた道路施設等の長寿命化を見据えた予防修繕型の手法により、効率的かつ安全な施設整備を進める必要がある。

生活環境に関しては、市街地を中心に上水道給水区域が拡大され、普及率も着実に上昇している。また、水洗化率も、平成 7 年度の公共下水道の一部供用開始、3 地区での農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置助成により着実に上昇している。

医療施設については、鹿角地域の最大の課題の一つであった地域中核病院の移転新築が完了し、平成 22 年 5 月に開院しているが、休止中の病床があるなど十分な体制にはない。

教育関連施設については、安全で安心な教育環境を確保するため、学校教育施設の計画的な整備を実施しており、耐震化については市内全ての小・中学校校舎において完了している。今後は、中長期的な学校整備計画に基づき、老朽化した学校教育施設の改築、また、学校等再編計画に基づく統廃合に伴う校舎の大規模改造を進める必要がある。

また、学習・情報拠点にふさわしい図書館と文化ホール、市民センター、子育て支援施設、交流広場を兼ね備えた「文化の杜交流館コモッセ」が平成 27 年 4 月に開館している。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調査、一般廃棄物処理事業実態調査、道路施設現況調査、水道統計、秋田県林業統計）

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
市道					
改良率 (%)	17.4	20.2	45.4	49.6	52.9
舗装率 (%)	1.4	22.4	47.6	54.9	58.0
農道					
延長 (m)	-	-	-	-	62,381
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	42	39	12	15	-
林道					
延長 (m)	81,487	104,649	124,318	125,046	126,157
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	12	12	12	13	-
水道普及率 (%)	52.2	58.2	70.2	79.5	89.0
水洗化率 (%)	-	-	-	12.7	37.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	13	18	21	19	16

区分	平成25年度末
市町村道	
改良率 (%)	53.1
舗装率 (%)	58.4
農道	
延長 (m)	62,381
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	-
林道	
延長 (m)	126,157
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	-
水道普及率 (%)	80.0
水洗化率 (%)	39.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	16
	※(14)

※平成 25 年度末の「人口千人当たり病院、診療所の病床数」について、() 内は休止中の病床数を除いた数値。

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市はこれまで、「過疎地域振興計画」(昭和 55 年度～平成元年度)に基づく格差是正のための道路整備や産業振興のための地場産業関連施設・主要観光施設の整備、「過疎地域活性化計画」(平成 2 年度～11 年度)に基づく人口増加を目標とした余暇・観光レクリエーション施設の整備や少子高齢化に向けた高齢者福祉施設の整備、「過疎地域自立促進計画」(平成 12 年度～)に基づく交流を切り口とした活性化策や子育て支援策の強化等、積極的な過疎対策を講じてきた結果、一時、国勢調査における若年者比率が微増し、平成 20 年～平成 24 年の合計特殊出生率が 5 年前の水準を維持するなどの成果が見られた。

国においては、社会・経済の成熟化、情報技術の革新や国際化の進展、生活の質や環境に対する国民の意識の変化などを受けて、過疎対策のあり方が見直され、近年では、地域の特徴を活かした産業振興や観光施策等を通じて都市住民との交流を促進し、都市との間で相互に機能の補完関係を築くことで共生を図るとともに、少子高齢化が進行している地域として、住民が互いに支え合いながら活力ある地域社会を構築するといった、都市とは異なる方向でそれぞれの個性を発揮した自立的な地域社会を構築することが重要視されるようになった。また、少子高齢化の進展により、平成 20 年をピークとして国内人口が減少局面に入り、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計も出るようになると、地方と東京圏の経済格差拡大等が若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いており、過密で出生率が極めて低い大都市部に地方の若い世代が流出することが日本全体としての少子化、人口減少につながっていると考えられるようになった。そして、地方において「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立する「まち・ひと・しごと創生法」の制定に至った。

こうした視点に立ち、本市への新たな人の流れをつくり、定住人口の減少を抑制するため、自らの創意工夫と他市町村・都市住民との交流・連携により、本市が持つ産業資源・文化・歴史・風土等魅力ある地域特性を最大限活用し、働く場をつくり、市民が美しい市土の中で豊かさと魅力を体感し自立しうる地域づくりを進めていくこととする。

このため、各部門ごとの審議会等を通じて、広く市民、関係団体の意見を踏まえて策定した「鹿角市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と同様に、①に掲げる4つの基本目標を定め、市のまちづくりの理念である「共動」のもと、対策を進めていく。また、特に重点的に施策を進めるため、②に掲げる事業を過疎法第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業とする。

なお、各施策の推進にあたっては、構造改革特別区域計画や地域再生計画その他の地方創生に関する各種支援措置を積極的に活用するとともに、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略とあわせて不断の進捗管理を行い、点検・評価を通じて計画内容の精査と適切な見直しを図ることで、計画期間中の効果的な事業展開に努める。

① 過疎地域自立促進の基本目標

【基本目標1】 笑顔あふれる雇用をつくる

本市においては、かつての鉱業に代わる地域経済の基盤づくりが重要な課題であり、商品やサービスを域外に移出することで「外貨」を獲得できる域外市場産業の活性化を図ることが必要である。地域経済構造の分析から比較優位とされた農業、食品製造業、観光業を中心に、本市の魅力を生かした商品やサービスを生み出せるよう、産業競争力を高める取り組みを進めるとともに、新産業の育成や起業を促進する。そして、地産地消や地域商業の活性化により、呼び込んだ資金を域内で循環させることで地域の所得向上を図るとともに、雇用の創出・拡大を目指す。また、こうした地域経済の好循環の実現を目指すため、産業振興を担う人材の確保・育成に努める。

【基本目標2】 笑顔あふれる人の流れをつくる

移住しやすい環境を整備し、移住に結び付く情報の発信やイベントを通じてU I Jターンを促進するとともに、自治体間連携による都市住民との交流、スポーツによる人の流れの活性化、大学等との連携による若者との交流など、移住予備群となりうる交流人口の拡大を目指す。

また、移住や交流を促進するためには、市の認知度を上げる必要があることから、鹿角ならではの独自の価値や誇りを具現化する「鹿角ブランド」を確立し、観光客など交流人口の拡大を図り地域経済を活性化させることで、人口の流入増と流出減をもたらすことを目指す。

【基本目標 3】 笑顔あふれる若い世代の希望をかなえる

結婚を望む独身男女への出会いの場の提供と結婚に向けた支援を行うほか、保育環境の充実により待機児童ゼロを維持するとともに、出産・子育てに要する経済的な負担の一層の軽減を図るなど、子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる環境づくりを進め、若い世代が結婚・出産・子育てしやすいまちを目指す。

【基本目標 4】 笑顔あふれる地域をつくる

人口減少が進行しつつも持続性ある地域社会の形成を図るため、中心市街地の魅力向上、地域コミュニティの活性化、住み慣れた地域で自立した生活ができる社会の実現を目標とする。

中心市街地については、その魅力や快適性・利便性、交通アクセスを向上させることにより賑わいを創出し、本市における拠点性の維持を目指す。

また、地域コミュニティについては、地域住民が主体性を持ち、地域課題の解決に向けた活動に取り組めるよう支援体制をさらに強化するとともに、地域活動に積極的に取り組む人材の確保と育成を進め、自治会をはじめとする地域コミュニティの活性化を目指す。

さらには、健康ではつらつとしたシニアライフを楽しむことができ、また、何らかの支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活ができる社会の実現を目指す。

② 過疎地域自立促進特別事業

農業を中心とした地域産業の活性化と市民所得の向上を図るため、地域食材を使用した付加価値の高い新たな特産品の開発・製造・販売を促進するほか、市場性・採算性の高い作物の作付けへの支援や、生産量の拡大と高品質の確保による農産物のブランド確立に向けた取り組みを推進する。

市民の安全で安心な生活を将来にわたって確保するという視点から、増加傾向にある空き家等の適正管理に向けた措置を講じるほか、橋りょうの計画的な点検、また、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、地域による見守りや支援体制の強化に取り組むとともに、医師確保など地域医療体制の向上を図る。

集落の維持及び活性化に資する事業として、自治会活動の拠点となる集会施設の建設・改修等に対する支援を行う。

これらの施策に関する事業を過疎地域自立促進特別事業とし、本計画書の末尾に具体的事業を掲げる。

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5か年間とする。

(6) 鹿角市公共施設等総合管理計画との整合

鹿角市公共施設等総合管理計画（以下、公共施設等総合管理計画という）では、公共施設等を市民共有の経営資産と捉え、市全体として最適化を図りつつ、効果的に公共施設等を管理・運営するため、保有する公共施設等の総量の削減、保有していくこととした公共施設等の長寿命化の推進、民間ノウハウの活用によるサービスの向上の3つの基本方針を定めている。

過疎地域自立促進の取り組みにおいても、新たに公共施設を設置する際の既存ストックの活用や複合施設化、供用する公共施設やインフラ資産の予防的保全や民間活力の活用を基本とする。

公共施設等総合管理計画の基本方針は以下のとおりである。

基本方針1 保有施設総量の削減

公共建築物については、公共サービス機能を維持する方策を講じながら、毎年度ごとに総量の適正化に向けた優先順位を検証し、優先度の低い施設については、統廃合・複合化の対象とすることにより、総量を10年間で5%削減することを目指します。

基本方針2 長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設等については、役割や機能、特性に合わせた対策方法や優先順位を決定し、重大な損壊が生じる前に予防的修繕を実施することにより、長寿命化を図ることで更新需要を分散します。

基本方針3 民間ノウハウの活用

公共サービスの民間代替性を考慮し、民間に任せの方がコスト、サービス維持の観点から有利な場合には、民間ノウハウの更なる活用を進めるとともに、遊休資産については賃貸、売却によって有効活用を図り、優先する施設更新のための費用に充てます。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

農商工観連携により、本市の地域資源を有効活用した内発的な産業の活性化と雇用の創出・拡大を図り、地域所得の向上を目指す。

農林業については、産業として自立した農業を実現するため、認定農業者などが主体となった農業構造を目指し、生産力と販売力をもった農業経営体の育成や新規就農者の育成・確保を進める。市場価値が高く本市の気候に合った新たな特産農産物の生産拡大と複合経営の拡大をさらに推進し農業所得を向上させるとともに、既存ブランドの振興と新ブランドの育成等を支援するなど、6次産業化を通じて高付加価値化を推進し、他地域との差別化を図る。併せて、生産基盤の整備等を推進し、生産性の向上とコストの縮減を図る。また、農業・農村が持つ多面的機能の維持等に努め、農地の保全を図る。さらに、森林産業を促進するため、施業基盤の整備による効率化や低コスト化を図り、良質な地場産材の産地形成を目指す。

観光については、広域連携による取り組みを推進するとともに地域の自然や文化、歴史、食をはじめとした風土を生かした体験型・交流型観光の構築など魅力ある旅行商品の開発や効果的なPRを進め、多様化する旅行形態に対応した誘客を図り、鹿角観光を確立する。

商工業については、地域の商店街への来街者の減少抑制・回復を図るとともに、地場企業の高度化支援や研究開発から販売までの一貫した支援体制を整え、地域に根差した商品・サービスの創出を促進する。また、企業誘致や起業・創業支援のほか、労働環境の改善、Uターンを含む市内就職の促進、労働者の能力向上を支援し、労働の質を高めることにより雇用の安定化を図る。

(2) 農林業

①現況と問題点

本市では、土地の有効利用と永年受け継がれてきた高い技術により、稲作を基幹として気候特性を生かした果樹、畑作物、畜産など市場需要の高い作目を組み入れた複合型の農業経営に取り組んできた。

近年の農業情勢は、米価の下落、TPPによる他産地との価格競争等の拡大、生産者の高齢化や後継者不足等の諸課題が懸念されている。地域の農業を維持・発展させていくためには、このような情勢の変化に対応できる農業構造改革を推進しなければならない。

農業従事者の減少が続き、農業従事者に占める65歳以上の割合が増加傾向にあり、これまで農業労働力の主力となっていた世代が高齢化シリタイアの時期を迎えていることから、農業の後継者育成は喫緊の課題である。集落営農については、組織化、法人化を支援し地

域農業の中核となる担い手の維持・確保を図っており、一定の成果が表れているが、米価の下落や輸入農作物の増加など農業経営を取り巻く環境の変化に対応できる、経営感覚を持った意欲ある担い手として、個別経営農業者、農業法人、集落営農組織などを育成していく必要がある。

また、6次産業化など販売重視型農業への転換を図り販路の開拓や有機栽培、加工品の開発による高付加価値化を進めるほか、採算性の高い農産物の生産体制の整備、生産コストの削減にさらに取り組み、農業所得の向上を図る必要がある。

さらに、認定農業者等に対する農地集積を促進し、生産基盤の強化と有効活用を図る必要がある。

このほか、農村集落での人口減少、高齢化等の進行に伴い、地域の共同活動によって支えられている農地等の多面的機能が低下してきているため、農地等の保全に係る地域の共同活動を支援する必要がある。

表 2 - 1 (1) 専業・兼業別農家数の推移 (農業センサス) (単位: 戸、%)

年	実数					構成比			
	総農家数	専業農家	兼業農家			専業農家	兼業農家		
			計	主に農業	主に兼業		計	主に農業	主に兼業
昭和 50 年	4,906	301	4,605	1,496	3,109	6.1	93.9	30.5	63.4
昭和 55 年	4,743	344	4,399	1,424	2,975	7.3	92.7	30.0	62.7
昭和 60 年	4,525	365	4,160	1,056	3,104	8.1	91.9	23.3	68.6
平成 2 年	4,175	419	3,756	648	3,108	10.0	90.0	15.5	74.4
平成 7 年	3,924	386	3,538	724	2,814	9.8	90.2	18.5	71.7
平成 12 年(※)	3,207	384	2,823	479	2,344	12.0	88.0	14.9	73.1
平成 17 年(※)	2,664	371	2,293	360	1,933	13.9	86.1	13.5	72.6
平成 22 年(※)	2,081	391	1,690	255	1,435	18.8	81.2	12.3	69.0

表 2 - 1 (2) 農業就業人口の推移 (農業センサス) (単位: 戸、人)

年	総農家数	農業人口	農業就業者	一戸あたり	一戸あたり
				農家人口	農業就業者
昭和 50 年	4,906	23,866	8,287	4.9	1.7
昭和 55 年	4,743	22,609	7,306	4.8	1.5
昭和 60 年	4,525	21,316	6,385	4.7	1.4
平成 2 年	4,175	19,416	6,016	4.7	1.4
平成 7 年	3,924	17,758	5,188	4.5	1.3
平成 12 年(※)	3,207	12,599	4,648	3.9	1.4
平成 17 年(※)	2,664	10,279	3,180	3.8	1.0
平成 22 年(※)	2,081	8,723	3,167	4.2	1.5

※平成 12 年以降の数値は販売農家数のみ。このほかに自給的農家があり、総農家数は平成 12 年で 3,624、平成 17 年で 2,687、平成 22 年で 2,670。

- ・販売農家…経営耕地面積が 30a 以上又は農業物販売金額が 50 万円以上の農家。
- ・自給的農家…経営耕地面積が 30a 未満かつ農業物販売金額が 50 万円未満の農家。

表 2 - 1 (3) 農業粗生産額及び生産農業所得の推移

(東北農政局鷹巣統計・情報センター調べ)

(単位：百万円、%)

年度	農業粗生産額			農業所得率	生産農業所得	耕地10a当たり所得(千円)		1農家当たり所得(千円)	
	耕種	畜産	秋田県			鹿角市	秋田県	鹿角市	
昭和50年	11,825	10,334	1,491	69.5	8,222	109	113	1,540	1,676
昭和55年	9,349	6,886	2,463	56.6	5,288	96	71	1,415	1,115
昭和60年	13,944	10,940	3,004	45.9	6,399	94	86	1,452	1,414
平成2年	14,436	10,548	3,888	50.6	7,307	93	100	1,550	1,750
平成7年	11,763	8,887	2,876	45.5	5,349	79	74	1,414	1,363
平成12年	10,280	7,190	3,090	36.3	3,730	53	53	1,013	1,029
平成14年	10,420	6,880	3,540	36.9	3,850	56	55	1,099	1,063
平成18年	10,030	5,840	4,160	30.6	3,060	43	47	916	957

※自給的農家を含む

※平成19年以降は、市町村ごとの集計が廃止

林業は、かつては国有林を中心に木材供給が盛んであったが、現在は保育・間伐を必要とする山林が多く、成熟を迎えているものの廉価な輸入木材や森林所有者の高齢化・不在村化や木材需要そのものの減少による国内林業の低迷を反映して、適切な間伐等の森林施業が停滞している状況である。森林施業を促進するため、地場産材を流通させ、収益により山林を維持する必要があることから、森林作業道の整備など作業の効率化や低コスト化を図るなど、林業の採算性を向上させる取り組みが必要である。

表 2 - 1 (4) 林家数の推移 (農林業センサス)

(単位：戸、ha)

年	林家			保有山林面積	林産物販売林家数
	農家林家	非農家林家			
昭和55年	3,966	3,592	374	7,747	66
平成2年	3,569	3,002	567	6,432	83
平成12年	1,693	1,335	358	5,388	423
平成17年	1,662	-	-	5,454	-
平成22年	1,567	-	-	5,085	-

※平成2年までは0.1ha以上の山林を保有する世帯

平成12年からは1ha以上の山林を保有する世帯

②その対策

消費者の嗜好の変化や安全性に対する要望の高まりを意識し、生産から流通、消費に至る総合的な経営志向型の地域農業の確立を図る。

また、農業の担い手確保のため、組織化・法人化による効率的経営の促進と地域経営機能の強化など、農作業の集団化・合理化に向けた支援育成体制を整えとともに、新規就

農者への営農定着までのサポート体制を充実させ農業就業者の確保に努めるほか、担い手が確保できない地域においては企業の農業参入の促進を図る。加えて、担い手からの相談等に応じるワンストップ窓口を有効に機能させるため体制整備を行い、農地集積による経営規模の拡大をはじめ、経営の複合化や多角化、法人化など、地域農業のリーダーとなる認定農業者等の経営革新を目指した取り組みを支援する。また、6次産業化など消費者ニーズに対応した商品開発や多様な販路開拓などの取り組みを推進する。

あわせて、枝豆やキュウリ等の市場性・採算性の高い農産物の作付けを推進し、主食用米偏重から転換を図るとともに、淡雪こまち、そば、北限の桃、かづの牛といった既存ブランドの信頼感の強化と安定した高品質な生産等に対する支援のほか、新たなブランド産品の育成支援を行う。さらには、農業における産地間競争に高付加価値化・差別化によって対応していくため、農商工観連携により、農畜産物の加工・商品化への支援や市内飲食店等で特産農産物を使用したメニューを提供できる体制づくり、特別栽培や有機農業等のこだわりのある農産品の生産による高付加価値化を推進する。

また、ほ場整備やため池等の生産基盤の整備を進めるとともに、農地・緑地・森林・地域文化等の農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう地域の共同活動を支援し、豊かな農村環境の保全を図る。

林業については、林道や林内路網等の整備を行い、適期間伐等のための施業基盤を構築し、作業の効率化と低コスト化を進めるとともに、再造林を含む計画的な施業により良質材の産地を形成することで、林業経営者の所得向上を図る。

(3) 観光

①現況と問題点

本市は、十和田八幡平国立公園をはじめとする自然景勝地のほか、史跡、温泉、民俗芸能など豊富な観光資源に恵まれており、これまでも、本格的な滞留型観光地としての地位の確立を目標として、観光プログラムの開発を積極的に行っている。しかし、旅行形態や観光ニーズの多様化などにより観光客の市内への宿泊率は約12%と低く、十和田湖と八幡平間を経路として市内を通過する、通過型観光からの脱却は図られていない状況である。滞留型観光地としての地位を確実なものとするため、体験型・交流型観光への旅行形態への転換や、農村環境に対する都市住民の関心の高まり、まちなか観光等、変化しつつある観光需要に対応しながら、本市が持つ地域資源を生かした観光地としての新たな魅力を創出することが必要であり、観光客にとって魅力的なプログラムの開発と提供を推進し、鹿角での滞在時間を増大させることが課題である。とりわけ、ユネスコの無形文化遺産に登録された大日堂舞楽や国特別史跡である大湯環状列石、国指定重要無形民俗文化財の花輪ばやしなど地域の貴重な文化遺産や、鉱山・縄文遺跡などの産業的・文化的価値のある素材を活かした鹿角ならではの新たな体験メニュー開発が求められる。

このため、近隣市町村と連携して広域観光を推進し、付加価値の高い新たな地域ブランドの創出等を通じて観光基盤を整備するとともに、自然体験や農業体験により本市の観光資源を能動的に活用する観光業の強化が必要である。

また、ICT を活用して鹿角観光の魅力を積極的に情報発信するとともに、観光の広域化や、訪日外国人観光客の増加に対応した誘客対策が求められる。

表 2 - 2 (1) 県内・県外、宿泊・日帰り別観光客数 (平成 26 年度秋田県観光統計)

(単位: 千人、%)

地区名	計	県内・県外別		宿泊・日帰り別		
		県内	県外	宿泊	宿泊率	日帰り
鹿角市 計	1,747	516	1,231	217	12.4	1,530
大湯	179	79	100	56	31.3	123
湯瀬	83	24	60	73	87.9	11
八幡平	954	78	876	51	5.3	903
花輪・その他	531	335	195	37	7.0	493

表 2 - 2 (2) 月別観光客数の推移 (秋田県観光統計)

(単位: 千人)

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
昭和 60 年	56	38	33	38	251	227	221	516	272	404	59	40
平成 2 年	85	53	43	87	374	275	292	572	324	559	112	58
平成 7 年	129	94	86	105	264	219	260	677	300	448	133	78
平成 12 年	249	190	136	126	262	153	155	575	219	309	95	148
平成 17 年	184	180	75	128	275	160	174	523	225	425	883	133
平成 22 年	134	97	69	111	242	128	156	445	166	323	164	92
平成 26 年	100	75	63	81	190	110	116	336	153	274	68	68

②その対策

地域の自立に向けた地域間交流促進の鍵となり、本市の観光業の最大の課題である滞留型観光の実現を図るため、景勝地や祭事といった従来の観光資源ばかりでなく、地域の産業や独特の文化・風土・暮らし、希少な歴史的遺産を活用し、鹿角観光を確立する。

このため、観光拠点施設における組織力の向上と関係機関との連携体制を確立し本市への誘客を促すとともに、十和田八幡平国立公園を中心とした広域的な連携や、新たな観光資源の掘り起こしを行いながら、地域の自然や祭り、文化、歴史、産業遺産、食など、広く本市の地域の産業・文化・風土等独特の素材を活かした魅力ある着地型旅行商品の充実に取り組む。

また、森林の持つ公益的機能への理解を醸成するため、体験学習や保養、健康増進の場として森林セラピーロード等の利活用を推進する。

さらには、ICT・マスメディア等を駆使した効果的な情報発信を強化し、鹿角観光ファン

制度の見直しを行うなど、観光地としての「鹿角」を積極的にPRするとともに、観光地及び観光施設の整備のほか、外国人観光客の受入態勢のさらなる強化やまちの案内人の育成、資質向上、二次アクセスなどの利便性の向上を図るなど、観光地として多様化する旅行形態や観光ニーズに対応した受入態勢の充実を進める。

(4) 商工業

①現況と問題点

本市には、花輪新町・大町商店街、毛馬内 BON 通り商店会などの商店街があり、また、花輪・尾去沢・毛馬内・大湯において定期市場が開催されるなど、商業が比較的盛んである。しかし、経営基盤の弱い個人経営による小売店舗が多く、郊外への大規模小売店舗の進出やコンビニエンスストアの出店拡大が進んでいることから、地場の個人商店の廃業も多く、空き店舗の増加が見られる。また、生活圏の広域化や消費行動の多様化等、消費動向の変化の影響を受け、小売吸引力指数は 1 を下回っており、他都市への購買力の流出が続いている。

このような地元商店街の空洞化は、全国的な傾向とはいえ、地域における求心力の維持や余暇環境の充実等の観点から、魅力ある商店街形成のための迅速で的確な対応が求められている。近年、花輪地区商店街や毛馬内地区商店街におけるハード・ソフト両面の整備や、地域中核病院跡地での文化の杜交流館「コモッセ」建設を行っており、これらをきっかけとしてさらなる商店街への来街者の誘導が課題である。コモッセイベントと連動し商店街への誘客を図る取り組みや各店舗の魅力向上による集客が活性化の鍵であり、商店街に新たな人の流れをつくり賑わいを生む周辺環境の整備が一層求められている。

工業については、かつては木材・木製品を主体として発展してきたが、積極的な企業誘致により電気機械や繊維等、多様な業種の生産が拡大した。しかし、製造業においては全体的に部品などの中間生産物が多いため景気変動の影響を受けやすく、また、製品の企画開発能力、販売力の強化や高度化が十分に進んでいない等の課題を抱えている。

このような状況のもと、地域経済の活性化を図るためには、外部からの企業誘致のみに依存せず、企業の経営体質の強化と人材の高度化、また業種間の連携による内発型の産業振興が重要である。しかし、販路拡大や優れた技術の活用に結び付く企業間の交流機会が不足していることなどから、地域の強みを生かした産業の活性化を図るため、関係機関との連携強化が必要である。また、U ターンを含む地元就職の促進や、雇用のミスマッチの解消、労働環境の改善など、急激な雇用情勢の悪化に対応できるような支援の充実が一層求められている。

表 2 - 3 (1) 卸・小売業の推移 (商業統計調査、経済センサス活動調査) 各年 6 月 1 日現在

年	商店数 (店)			従業員数 (人)			年間商品販売額 (百万円)		
	総数	卸売	小売	総数	卸売	小売	総数	卸売	小売
昭和 57 年	875	62	813	3,385	509	2,876	49,462	14,943	34,519
昭和 63 年	813	70	743	3,465	507	2,958	51,250	14,814	36,436
平成 6 年	680	68	612	3,014	440	2,574	57,600	17,560	40,040
平成 9 年	660	72	588	3,100	439	2,661	61,835	17,702	44,133
平成 11 年	629	75	554	3,128	545	2,583	53,925	14,101	39,824
平成 14 年	564	66	498	2,921	417	2,504	48,846	11,746	37,100
平成 16 年	549	62	487	2,646	353	2,293	48,574	10,444	38,130
平成 19 年	493	58	435	2,596	308	2,288	44,739	8,149	36,590
平成 24 年	387	51	336	2,101	306	1,795	44,247	10,321	33,926
平成 26 年	349	43	305	1,869	233	1,636	39,843	6,474	33,369

表 2 - 3 (2) 小売吸引力指数の推移 (商業統計調査) 各年 6 月 1 日現在

年	人口 1 人当たり年間販売額 (円)		小売吸引力指数 (対県平均比)
	秋田県	鹿角市	
昭和 57 年	762,100	744,950	0.977
昭和 63 年	880,705	847,042	0.962
平成 6 年	1,101,281	967,693	0.879
平成 9 年	1,184,420	1,085,577	0.917
平成 11 年	1,118,676	998,403	0.892
平成 14 年	1,004,107	965,058	0.961
平成 16 年	1,010,645	1,016,277	1.006
平成 19 年	1,014,556	1,022,986	1.008
平成 26 年(※)	1,052,608	1,034,646	0.983

※平成 26 年の数値は速報値

表 2 - 3 (3) 産業分類別製造品出荷額等の推移 (工業統計調査) (単位: 人、万円)

産業分類	昭和 60 年			平成 4 年			平成 10 年		
	事業所数	従業者数	出荷額	事業所数	従業者数	出荷額	事業所数	従業者数	出荷額
食料品	24	228	137,825	27	350	418,920	28	443	727,814
飲料・飼料	1	X	X	2	X	X	3	40	65,286
繊維	4	163	49,435	7	245	75,447	-	-	-
衣服	5	517	154,192	11	810	361,791	15	561	154,984
木材・木製品	19	313	341,653	13	245	386,802	10	157	201,005
家具・装備品	7	48	21,915	9	58	33,335	9	51	43,449
出版・印刷	1	X	X	3	50	42,710	3	49	41,295
窯業・土石	8	106	196,965	9	83	150,009	8	89	207,716
金属製品	6	138	127,848	9	196	308,736	8	386	768,563
一般機械	3	152	72,661	7	366	309,156	5	340	320,675
電気機械	4	267	214,419	15	1,053	1,234,129	10	469	565,395
輸送機械	1	X	X	2	X	X	2	X	X
精密機械	1	X	X	2	X	X	-	-	-
その他	6	X	X	8	X	X	13	X	X
計	90	2,228	1,568,970	124	3,769	3,609,519	114	2,783	3,285,700

産業分類	平成 14 年			平成 20 年			平成 25 年		
	事業所数	従業者数	出荷額	事業所数	従業者数	出荷額	事業所数	従業者数	出荷額
食料品	20	354	639,123	22	369	790,347	22	432	987,891
飲料・飼料	3	47	53,477	3	35	21,440	2	17	X
繊維	-	-	-	9	175	144,364	8	166	157,050
衣服	11	316	111,062	-	-	-	-	-	-
木材・木製品	7	96	111,588	6	54	37,155	3	26	15,990
家具・装備品	5	32	24,916	5	37	31,037	3	26	27,182
パルプ・紙	1	X	X	1	9	X	1	7	X
印刷	2	X	X	1	21	X	1	14	X
化学	1	X	X	1	36	X	1	36	X
石油製品	1	X	X	1	6	X	1	5	X
プラスチック	2	X	X	2	12	X	1	14	X
ゴム製品	1	X	X	1	12	X	1	14	X
皮革	-	-	-	1	5	X	1	5	X
窯業・土石	7	64	105,699	6	51	94,902	4	32	76,742
鉄鋼	1	X	X	-	-	-	-	-	-
非鉄金属	-	-	-	-	-	-	1	101	X
金属製品	5	35	29,747	8	108	99,877	1	5	X
一般機械	7	351	334,456	-	-	-	-	-	-
はん用機械	-	-	-	1	22	X	1	65	X
生産用機械	-	-	-	1	45	X	2	69	X
業務用機械	-	-	-	2	27	X	2	26	X
電気機械	2	X	X	3	52	84,390	4	161	203,251
情報通信機械	3	171	120,337	1	116	X	1	75	X
電子部品	4	353	258,907	6	388	381,119	5	240	203,251
輸送機械	1	X	X	2	96	X	2	108	X
精密機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	3	16	6,982	1	4	X	1	5	X
計	87	2,062	2,225,114	84	1,680	2,271,372	69	1,649	2,357,881

※表中の「X」の符号は発表をさしひかえたもの

②その対策

商店街については、空き店舗対策や活性化に資する事業を進めることで各店舗の魅力向上を図り、市内における消費拡大を促進する。地域商店街の本来の魅力を見直し、地域に根差したイベントや歴史、景観など地域の個性を生かした商店街の形成を進めるとともに、コモッセと連携した集客イベントの開催など、商店街の活性化対策に対し積極的な支援を行うことで来街者の減少抑制・回復を図り商店街に向かう人の流れをつくる。

また、地場企業の活性化・強化を図るため、集積の核となる企業の誘致活動や事業拡大・高度化に資する設備投資、新分野への進出等を促進するとともに、企業間のマッチングや地域資源を活用した新商品の研究開発及び販路拡大を支援する。求人情報や企業情報については、企業説明会などにより幅広く発信するなど積極的な PR を実施し、U ターンや移住

を含む市内企業への就職を積極的に推進するとともに、雇用の安定化を図るため、労働者の能力向上に資する資格取得等を支援する。

さらには、市場動向の把握や通信販売等を通じた生産者と消費者との交流等により地場製品の消費拡大を図るとともに、学校給食や市内のホテル・旅館業や飲食店への地域農産物の提供拡大を通じ、地産地消活動を促進する。

(5) 企業誘致対策

①現況と問題点

これまでも積極的な企業誘致活動を展開してきたが、生産拠点の海外移転が進んだことや、景気の停滞の影響を受け、企業の地方への進出意欲が減退したことにより、企業誘致をめぐる状況は厳しい。しかし、企業誘致によってもたらされる雇用創出効果が大きいことや地場産業の高度化を図る上で中心的な役割を果たす企業の存在が不可欠であることから、本市の地理的特性や人材の確保を考慮しながら、誘致活動を推進する必要がある。

表 2 - 4 年次別企業進出数（市産業活力課調べ）

(単位：社)

年 産業分類	16年 以前	17年	18年	19年	20年	21年	22年
食料品	2					1	
衣服	9		1				
木材・木製品			1				
パルプ・紙	1						
金属製品	1		1				
一般機械	1						
電気機械	7		1				1
精密機械	1						
輸送用機械	1						
他に分類されない 専門サービス		1					
廃棄物処理				1			
計	23	1	4	1	0	1	1

年 産業分類	23年	24年	25年	26年	27年	計
食料品						3
衣服						10
木材・木製品						1
パルプ・紙						1
金属製品						2
一般機械						1
電気機械						9
精密機械						1
輸送用機械						1
他に分類されない 専門サービス						1
廃棄物処理						1
計	0	0	0	0	0	31

②その対策

従来、誘致対象の中心となっていた製造業のほか、研究開発拠点や IT 業種、環境・エネルギーサービスといった新たなサービス業の誘致についても地域の特性を考慮しながら検討し、幅広く活動を推進するとともに、市土の有効利用や高速交通体系の活用を意識しながら、工場設置支援等の制度を活用し、本市へ進出する企業や市内事業所による新たな工場の設置・増設による立地を支援し、企業集積を図る。

また、秋田県企業立地事務所への職員派遣により築いてきた首都圏企業や産業サポーターとのつながりを継続・拡大し、セールス活動を強化するとともに、企業の動向収集に努め、本社機能移転を含め、秋田県と連携しながら積極的に誘致活動を展開する。

さらには、企業誘致にあたり、空き物件や土地の確保等が必要であることから、企業への物件等の貸付けについて検討する。

(6) 起業等の促進

①現況と問題点

地域経済の低迷が続く中で、農業の高次化による所得機会の拡大や ICT の発達によるビジネスチャンスの拡大を狙って、独創的な発想のもとに高付加価値化に取り組む農業者や起業家など新たな事業の展開を図る意欲ある者を支援する体制が必要である。とりわけ、

地方での暮らしが見直される中、移住促進と連動させて女性や若者の起業に対し支援していく必要がある。

②その対策

新分野や今後の成長が見込まれる分野への転換・進出、製品開発など、新たな事業に取り組む者への支援を充実させ、企業立地を促進する。

また、地域に内在する資源を有効に活用し、農商工観の連携等により、新たにビジネスを始めようとする取り組みを支援するため、創業支援計画に基づく経営指導や、関係機関と連携した資金支援を行うとともに、インキュベーション機能を持たせた貸しオフィスを街中に整備する。

○ 計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振 興	(1)基盤整備			
	農業			
		ほ場整備事業 末広地区	県・土地改良 区	負担金・ 補助金
		ため池等整備事業 腰廻地区、一ノ渡地区	県	負担金
		かんがい排水事業	県	負担金
		戦略作物等生産拡大緊急基盤整備事業	県	負担金
		公共牧野整備事業	秋田県農業 公社	負担金
	林業			
		林内路網整備事業	森林組合	補助金
		高能率生産団地路網整備事業	県	負担金
	水産業			
	(2)漁港施設			
	(3)経営近代化施 設			
	農業			
	林業			
	水産業			
	(4)地場産業の振 興			
	技能修得施 設			
	試験研究施 設			
	生産施設			
	加工施設			
		アグリビジネス支援事業	農業経営体	補助金
		かづの牛生産振興対策事業	畜産団体・畜 産農家	補助金
	流通販売施 設			
	(5)企業誘致			
		企業誘致促進事業(ソフト)	市	
		企業立地促進事業(ソフト)	企業等	補助金
(6)起業の促進				
	まちなかオフィス整備事業	市		
	起業・創業支援事業(ソフト)	起業等を行 う者	補助金	
	ウーマンネットワークビジネス支援事業 (ソフト)	市・起業等を行 う者	補助金	
(7)商業				
共同利用施 設				
その他				
	がんばる商店街応援事業(ソフト)	商店街振興 組合・商工会 等	補助金	
	商店街リノベーション支援事業(ソフト)	商業者・出店	補助金	

		等を行う者	
(8)観光又はレクリエーション	大湯温泉地区観光拠点整備事業	市	
	鹿角観光ふるさと館改修事業	市	
	観光アクセス充実対策事業(ソフト)	市	
	十和田八幡平まなび旅創生事業(ソフト)	旅行代理店	補助金
	広域観光連携推進事業(ソフト)	市	
	観光宣伝推進事業(ソフト)	市	
	かづの観光産業確立事業(ソフト)	市・(株)かづの観光物産公社	補助金
	外国人観光客誘客促進事業(ソフト)	市・旅行代理店・観光事業者	補助金
	かづのコンベンション開催助成事業(ソフト)	市	
	きりたんぼ発祥の地かづのPR事業(ソフト)	市	
	「ふれあいの森・八幡平」誘客促進事業(ソフト)	市	
	「森と水の癒し里かづの」森林セラピー活用事業(ソフト)	市	
	鹿角花輪駅前整備事業	市	観光案内所等
	(9)過疎地域自立促進特別事業		
「そばの里」プロジェクト推進事業 ①事業の必要性 そばの産地化を推進し、本市の基幹産業である農業の振興を図るとともに、遊休農地の解消による農地の荒廃を防ぐ必要がある。 ②具体的な事業内容 耕作放棄地や不作付地へのそばの作付けを推奨し、販売数量に応じて交付金を交付する。 ③事業効果 農地の有効活用と農業所得の向上が図られるとともに、新たな地場産品が創出され、地域産業の活性化につながることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。	市・農業経営体	補助金	
	「淡雪こまち」振興事業 ①事業の必要性 地域ブランド米として、作付面積のさらなる拡大と品質向上を図り農業所得を向上させる必要がある。 ②具体的な事業内容 作付面積のさらなる拡大を推進するとともに、品質向上を図るため、農業者が出荷した特裁米数量に対して交付金を交付する。	市・農業経営体	補助金

	<p>③事業効果 地域ブランドの定着が図られ、産地としての競争力の強化と生産者の所得向上につながることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>		
	<p>水田転換主力作物づくり強化事業 ①事業の必要性 主食用米から市場性・採算性の高い作物への転換を進め、強い農業生産地域を確立し、農業所得の向上を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 水田への市場性・採算性の高い作物の作付販売及び団地化に対して交付金を交付する。 ③事業効果 偏重生産のリスク低下や生産作物面積の集積が図られるとともに、農業所得の向上につながることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	農業経営体	補助金
	<p>北限の桃産地拡大推進事業 ①事業の必要性 市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「かづの北限の桃」のブランド化による地域産業の振興と農業所得の向上を図る必要がある。 ②具体的な事業内容 新植・改植に係る事業費の補助により、規模拡大とブランドの確立・強化に資する取り組みを支援する。 ③事業効果 「かづの北限の桃」のブランドを確立することで、地域産業の活性化と農業者の安定的な収入の確保が図られることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	農業経営体	補助金
	(10) その他		
	農業構造改革推進事業(ソフト)	農業農村支援機構	負担金
	農業経営改善支援事業(ソフト)	市・農業経営体	補助金
	(仮称)鹿角マルシェ推進事業(ソフト)	市	
	新規就農者育成支援事業(ソフト)	新規就農者	補助金
	企業農業参入支援事業(ソフト)	市・企業等	補助金
	農地集積促進事業(ソフト)	市・農業経営体	補助金
	かづの農業夢プラン応援事業(ソフト)	農業経営体	補助金
	鹿角こだわり作物推進事業(ソフト)	市・農業経営体	補助金
	周年園芸普及拡大対策事業(ソフト)	農業経営体	補助金
	新規ブランド産品育成支援事業(ソフト)	市・農業経営体	補助金

	かづの元気フェスタ開催事業(ソフト)	市	
	安全米づくり支援事業(ソフト)	市	
	多面的機能支払交付金事業(ソフト)	自治会等	補助金
	中山間地域等直接支払交付金事業(ソフト)	自治会等	補助金
	農業用施設維持管理支援事業(ソフト)	自治会等	補助金
	森林整備地域活動支援事業(ソフト)	林業経営体	補助金
	森林環境保全直接支払事業(ソフト)	森林組合等	補助金
	ビジネスチャンス拡大支援事業(ソフト)	市・企業等	補助金
	地産地消推進事業(ソフト)	市	
	産業人材育成支援事業(ソフト)	企業等	補助金
	産業ブランドアップ推進事業(ソフト)	市・企業等	補助金
	A ターン就職促進事業(ソフト)	市・A ターン 就職者等	補助金
	まちなかオフィス整備事業(ソフト)	市	再掲(貸し事務所)
	がんばる小規模事業者応援事業(ソフト)	市・企業等	補助金
	雇用環境改善事業(ソフト)	企業等	補助金
	就職支援事業(ソフト)	雇用開発協会・工業振興会	補助金
	資格取得支援事業(ソフト)	市・資格取得希望者	補助金
	地域新エネルギー利活用推進事業(ソフト)	市	
	(仮称)かづのパワー体制構築事業(ソフト)	市	

(7) 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

レクリエーション施設については、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や市域全体のバランス、集約の可能性などを勘案し、再配置を行うこととしている。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備等の方針

今後の本市の自立と発展においては、農畜産物・工業製品等の活発な流通や人の往来、集落間の緊密な連絡が不可欠であることから、引き続き、道路施設や公共交通機関等を整備し、地域内及び本市と県内外の主要都市とを円滑に結ぶ交通の確保に取り組む。また、市民生活の利便性の向上や産業をはじめとする地域全体の活性化を図るため、高齢者等の情報活用能力の向上や行政の情報化の推進に取り組む。

地域間交流については、活力のある地域づくりのため、近隣主要都市との連携のもと広域的な視点に立った地域の振興策に取り組むとともに、特に本市の地域資源を活かした新たな交流の枠組みづくりを進め、地域の魅力発信を強化し交流機会の拡大を図る。

(2) 道路

①現況と問題点

旧過疎振興法に基づく過疎対策において、集落間を結ぶ基幹的な道路の整備を行ったこともあり、本市の道路網は国道等の幹線路線を主軸として、国道等へのアクセスや広域ネットワークとしての県道、市内の集落及び主要公共施設等を結ぶ市道等が整備され、円滑な市民生活と産業活動への貢献が図られている。

広域的な高速交通体系の整備が進展する中、これらが生み出す人と物の流れに対応することができる道路網の整備が求められており、観光幹線ルートとなる国道 103 号、国道 341 号、大館能代空港への短絡路線である県道比内大葛鹿角線の拡幅改良と国道 282 号の錦木バイパスの建設が進められてきた。しかし、市街地の交通混雑を緩和するため、下川原以南の渋滞緩和対策が求められているほか、地域間交流をより一層促進するためには、秋田市及び近隣主要観光エリアへの短絡線の整備と国道 341 号の冬期交通の確保について国・県と連携した整備の促進が今後も必要である。

また、市内の各地域や地域内を効率的に結ぶ道路、地場の農産物や工業製品の円滑な流通に資する道路等の計画的な整備が求められている。

さらに、これまで整備してきた道路や橋りょうの経年劣化により、集中的な修繕が必要となってきたことから、今後は道路施設の長寿命化を見据えた予防修繕型の手法への転換が必要であるほか、冬期間の円滑な交通を確保するため、除雪車両の計画的な更新を図っていく必要がある。

表 3 市道の整備状況（市都市整備課調べ）

平成 27 年 4 月 1 日現在（単位：m、％）

区分	路線数	実延長	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率
1 級	37	128,831	112,731	87.5	107,596	83.5
2 級	35	59,112	57,011	96.4	49,427	83.6
その他	2,083	815,183	417,766	51.2	377,059	46.3
計	2,155	1,003,126	587,508	58.6	534,082	53.2

②その対策

観光ルートや産業物資輸送ルート、近隣主要都市との交流道路としての重要性が高い国道 103 号、282 号、341 号については、交通量の増加に対応するため、拡幅改良やバイパス等の建設を促進するとともに、未決定ルートについて国・県と共に路線検討等の協議を継続し、早期着手に向けた取り組みを進める。

市道については、令和 2 年度における改良率 54%の達成を目標として、地場産業の振興を図るために必要とされる道路、集落間の円滑な連絡につながる道路等の整備を計画的に推進する。

また、橋りょうの点検を進めながら、長寿命化修繕計画に基づき老朽化の進んだ橋りょうの架け替え・修繕を行うほか、道路についても舗装修繕の全体計画を策定するなど、長寿命化を見据えた予防修繕型の手法への転換を図り、効率的で安全な道路施設の整備を進める。

さらには、冬期間の安全な道路交通の確保を図るため、除雪車両を計画的に更新する。

（3）鉄道・バス

①現況と問題点

本市を縦貫する JR 花輪線は、東北新幹線へのアクセスや通勤通学、県北・津軽地方との交流、観光客の市内への誘導のための交通手段として、市民・観光客にとって重要な役割を担ってきた。しかし、利用者の交通手段が自動車へと転換したことに加え、高速バスの運行等による交通手段の多様化や沿線市町村の人口減少と少子化による利用客の減少が大きな問題となっており、利便性の高い環境づくりに向けた運動が必要である。

生活バス路線は、車社会の進行等により乗車率の低迷が続き、路線の縮小や事業者の撤退という事態が発生し路線維持が困難な状況となっており、廃止代替路線として運行の継続に努めている。また、地域中核病院の移転に伴い、効率的な市内循環バスの運行を開始しているが、高齢者など公共交通機関に頼らざるを得ない市民の交通手段を確保するため、

市民への利用啓発や利用しやすい生活交通ネットワークの構築、バス以外の交通手段も含めたシステムの構築など、利用者の移動ニーズに対応した公共交通を将来にわたり継続的に確保することが必要である。

交通の拠点となる JR 鹿角花輪駅前、交通動線の改善やバス、タクシーのプール機能の確保など、交通の結節点としての機能向上が求められている。

②その対策

JR 花輪線や生活バス路線は市民の重要な生活交通手段であり、路線存続に向けた事業者への支援を継続しながら、地域公共交通会議においてバス等の生活路線である公共交通機関の維持・存続に関する協議、検討を進めるとともに、利用しやすい交通ネットワークを構築し、利便性の向上と利用者の増加を図る。

鹿角花輪駅周辺については、市街地における交通の結節点としての機能向上のほか、花輪ばやしをはじめとする祭り等に対応する広場として整備を進め、賑わいの場となるよう環境整備を行う。

(4) 地域情報化

①現況と問題点

本市はこれまで、鹿角市地域情報化計画に基づき、市民生活の利便性の向上や産業の振興など地域活性化を図るため、地域イントラネット事業など情報通信基盤の整備に積極的に取り組み、市内全域において高速通信できるインターネット環境の整備や携帯電話の不感地帯の解消を進めてきた。

今後は、利用者層の拡大や、防災情報、観光情報など、よりきめ細かな情報サービスの提供のほか、情報活用能力の向上の機会の提供や安心して ICT が利用できる環境を整備する必要がある。

②その対策

近年の新たな情報通信機器の普及により、市民が ICT を快適に利用できるよう、市民の情報活用能力の向上を図るとともに、情報通信基盤を活用した行政情報や防災情報の発信、電子申請や地理情報システムの公開を進めるなど、電子自治体の取り組みを推進する。

また、情報基盤の整備による情報サービスの利活用を推進することで産業の振興を含め地域全体の活性化を図る。

このほか、防災行政情報については、情報伝達体制の強化を進め、市民等への災害情報等の的確な伝達等に努める。観光分野においては、鹿角観光のリピーター増加を目的とし

たきめ細かいサービスの一環として SNS や観光情報サイト等による情報提供を充実させるなど、各分野において ICT の進展に対応した情報発信に努める。

(5) 地域間交流

①現況と問題点

本市ではこれまで東京都葛飾区よつぎ小学校との都市農村交流や、恵まれたスポーツ環境を生かした全国規模の大会誘致によるスポーツ交流を進めてきたが、さらに関連分野の連携により他地域との交流を活発化させ、地域の活性化を図る必要がある。また、鹿角観光ファン制度への登録拡大を図るとともに、都市住民等の農村地域に対する関心の高まりを踏まえ、新たな交流の枠組みづくりを行う必要がある。

②その対策

よつぎ小学校との都市農村交流の活発化や観光ファン制度の充実のほか、「スキーと駅伝のまちづくり」によるスポーツ交流の活発化など、地域資源を活用した交流を進める。

また、他自治体や大学等との共同研究や調査研究活動に対する支援による提携など、新たな交流の枠組みづくりを通じて、交流機会の創出を図る。

さらには、都市ブランドの確立や移住情報等の地域の魅力を効果的に発信することで本市への関心を高め、各分野における交流人口の拡大を図る。

○計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道			
	道路			
		道路整備事業 八正寺久保田線、久保田 7 号線 拡幅改良 L=739m、W=10.5m	市	
		道路整備事業 小山 6 号線 道路改良 L=123m、W=4.0m 永田幹線 道路改良 L=80m、W=4.5m 尾去線 道路改良 L=250m W=6.0m 湯ノ岱 4 号線 道路改良 L=80m、W=4.5m 芦名沢線 路盤改良 舗装新設 L=500m、W=5.0m	市	
		道路長寿命化事業(舗装補修工事) 花輪小坂線 L=1,242m W=6.5m 谷内夏井線 L=710m W=6.0m 毛馬内上ノ平線 L=600m W=7.0m 長野大湯線 L=1,303m W=5.0m 川部夏井線 L=710m W=5.6m 東山線 L=609m W=8.3m	市	
		都市計画街路整備事業 横丁工区 L=231m W=16m	県	負担金
	橋りょう			
		橋りょう整備事業(長寿命化対策) 森合橋、居熊井橋、松山跨線橋、田屋橋、 沼平橋、古川橋、神田橋、諏訪野橋、ゆっ こ大橋、開明橋、八幡平橋、鏡田橋、遠巻 橋 2 号、西裏橋、牛川原橋、下谷地橋	市	
		中川原橋整備事業(長寿命化対策) L=33.1m W=5.7m	市	
	その他			
		市道凍雪害防止事業 市道湯坂線 L=131m 市道谷地田町小沢田線 L=390m	市	
		国・県道整備促進事業(ソフト)	市	
	(2)農道			
	(3)林道			
	(4)漁港関連道			
	(5)鉄道施設等			
		鉄道施設		
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			
	その他			

(6)電気通信施設等情報化のための施設			
通信用鉄塔施設			
テレビ放送中継施設			
有線テレビジョン放送施設			
告知放送施設			
有線放送電話			
防災行政用無線施設	防災情報受発信システム事業	市	Jアラート等
テレビジョン放送等難視聴解消のための施設			
その他情報化のための施設	光通信網整備支援事業	電気通信事業者	補助金
その他			
(7)自動車等			
自動車	廃止代替路線バス購入事業	市	
雪上車			
(8)渡船施設			
渡船			
係留施設			
(9)道路整備機械等			
	凍結防止剤散布車更新事業 凍結防止剤散布車 2台	市	
(10)地域間交流			
	「食の交流まつり」開催事業(ソフト)	市	
	鹿角ブランド推進事業(ソフト)	市・協議会	
	シティプロモーション認定事業(ソフト)	市・民間団体等	補助金
	「森と水の癒し里かづの」森林セラピー活用事業(ソフト)	市	再掲
	全国健康福祉祭交流大会推進事業(ソフト)	市	
	共同研究等推進事業(ソフト)	市	
	県外大学等調査研究活動支援事業(ソフト)	県外大学等	補助金
	スポーツ交流事業(ソフト)	市・各競技団体等	補助金
	都市農村交流事業(ソフト)	実行委員会	負担金

	(11)過疎地域自立促進特別事業			
		橋りょう点検事業 ①事業の必要性 経年劣化により、修繕や架け替えが必要な道路橋の増加が見込まれることから、効果的に修繕等を実施するため、計画的に点検を行う必要がある。 ②具体的な事業内容 橋りょう点検を実施する。 ③事業効果 点検結果に基づく計画的な修繕等により、市民生活に関わる道路網の安全性が確保されることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。	市	
	(12)その他			
		地域公共交通維持確保対策事業(ソフト)	市・協議会・事業者	負担金・補助金
		鹿角花輪駅前整備事業	市	再掲(駅前広場)
		住民公開型GIS整備事業(ソフト)	市	
		IT活用講座開催支援事業(ソフト)	市	

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

整備が必要となる道路については、調査結果に基づく舗装修繕の全体計画を策定した上で、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、補修費の平準化を図ることとしている。

橋りょうについては、国の道路橋定期点検要領に基づき5年に1度の頻度で点検及び評価を実施するため、最も効率的な点検業務や低コスト化に資する発注方法を見極めながら計画的に進めるとともに、各橋りょうの利用状況や劣化・損傷状況、緊急度等の評価に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を徹底することにより、全体的な事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ることとしている。

情報通信基盤については、最適な利用環境の維持に努めるとともに、利活用の動向などを注視しながら必要な整備を行うこととしている。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

快適な市民生活を確保し産業・文化活動等の活性化を進めるにあたり、基盤となる生活環境の整備が不可欠となることから、より住みよい地域の実現を目指し計画的な整備を継続する。

上下水道については、地域の実情に応じた適切な整備・拡張と施設等の維持管理に努めるとともに加入促進に取り組む。廃棄物処理については、施設の適正な管理に努めるとともに、環境保全への機運の高まりに合わせ、ごみ減量に対する市民意識の向上と資源リサイクルへの取り組みを強化し、資源循環型社会を推進する。また、消防・防災体制を充実させることで市民の生命と財産の保護に努めるとともに、住宅や広場等の整備・保全を進め、快適で安全で安心な生活環境の確保に努める。

(2) 水道

①現況と問題点

上水道については、水資源の効率的利用のため花輪系と十和田系の接続を行い、その沿線区域における配水管拡張及び加入促進に努めてきた。近年では人口の減少や環境保護意識の高まり等に伴い水需要の減少傾向が続いており、今後は、安全な水の安定供給体制の確保に努めながら、水道事業経営の安定化のため、漏水調査や老朽管の更新等による有収率の向上や整備済み幹線の沿線地区住民等に対する一層の加入促進が必要である。

また、簡易水道については、地理的条件が悪く、老朽化の著しいものや供給量が限界に達しつつある施設もあることから、上水道への統合を行うなどの対策を進めている。

その他の小規模水道等については、老朽化に伴う補修など施設整備に要する費用を支援するなど、給水区域外における安定供給を図る必要がある。

表 4 - 1 上水道、簡易水道等の普及状況（市上下水道課調べ） 平成 27 年 3 月 31 日現在

区分	箇所数	給水人口	普及率
上水道	1	26,593	85.41%
簡易水道	7	958	
飲料水供給施設	11	672	

※普及率は住民基本台帳人口 33,045 人に対して算出

②その対策

水道普及率を令和 2 年度に 88.2%とすることを目標とし、将来にわたり安全な水を安定

的に供給するため、水源の保護に努めるとともに、計画的に給水区域を拡張しながら老朽化した施設の予防的な修繕や計画的な更新を進める。また、簡易水道については、水の安定供給と経営基盤強化を図るため引き続き上水道への統合を進める。非公営水道については、水の安定的な確保が図られるよう、引き続き経年劣化による補修などの施設整備費に対する補助を行う。

(3) 下水処理

①現況と問題点

下水道については、米代川流域関連公共下水道が平成 7 年度に供用開始となり、以来、順次計画的な整備が進められている。また、農業集落排水事業が 3 地区で実施され供用を開始している。一方で、平成 26 年度末の水洗化率は 38.95%で決して高いとはいえ、都市住民との交流や移住対策を進めるためにも、生活排水処理整備構想に基づき、公共下水道と農業集落排水、合併処理浄化槽による処理を計画的に進めていく必要がある。

表 4 - 2 水洗化率の状況（市上下水道課調べ） 平成 27 年 3 月 31 日現在

区分	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	水洗化人口
水洗化人口	8,247	924	3,699	12,870
水洗化率	38.95%			

※水洗化率は住民基本台帳人口 33,045 人に対して算出

②その対策

生活排水処理の整備については、令和 2 年度までに水洗化率を 43.9%まで向上させることを目標とし、施設の早期概成と下水接続促進に取り組む。生活排水処理整備構想に基づき公共下水道計画区域における地域住民の要望などを考慮しながら、計画的に整備を進めるとともに、下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行い水洗化率向上のための取り組みを進める。また、施設の長寿命化に向けた適切な点検・調査及び計画的な更新に努める。

(4) 廃棄物処理等

①現況と問題点

ごみ処理については、一部事務組合によりダイオキシン対策に係る法規制に対応した焼却施設が稼働している。ごみの排出量、再資源化率については共に横ばいの状況にあり、ごみ排出量の減少やリサイクル等について市民へのさらなる意識啓発と地域活動の確実な

推進が必要である。

不燃物については、既存の施設における埋立残余年数が短くなってきていることから、周辺環境の保全を図りつつ新たな最終処分場の計画的な施設整備を進める必要がある。

また、し尿処理については、し尿処理場の老朽化が進み維持補修費が増加傾向にあることから、効率的な運転管理を考慮した施設の改修を行う必要がある。

②その対策

廃棄物処理施設の適切な整備・運営と保守管理に努めると同時に、市民の健康的な生活を確保するため、廃棄物等による環境汚染を防止するための対策を継続する。また、環境意識の高まりに対応し、快適環境まちづくり市民会議を中心とした環境美化、環境保全活動を一層推進するとともに、廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化への取り組みを強化する。

不燃物処理については、立地等に配慮しながら、新しい最終処分場の整備を進める。

また、不法投棄を防ぐため監視活動の継続実施や啓発活動を行う。

し尿処理場については、ランニングコストを軽減するため下水道接続のための改修を行う。

(5) 消防・救急・防災

①現況と問題点

常備消防については広域体制となっており、高速道路が通過し、南北にわたり観光地を擁する地域として、迅速な対応と救急体制の充実が必要とされている。

消防団については、東日本大震災を経験して、消防団の安全装備品等の充実が求められている。

さらに、地域防災力の向上を図るためさらなる自主防災組織の育成・強化や消防との連携を図るとともに、市民一人ひとりの危機管理意識を醸成する必要がある。

②その対策

安全で安心な市民生活を確保するため、消防・救急・防災体制の充実強化と市民の防災・防火意識の高揚に努める。

消防、救急体制については、市民はもとより、広域圏住民の安全を確保するため、計画的な消防、救急車両や資機材等の整備により消防力の充実に努める。とりわけ、近年、多くの事案が発生している水難事故に迅速に対応するため、水難救助隊を発足し、隊員の養成とともに資機材の整備を図る。

消防団については、「市民を守る魅力ある消防団づくり計画」に基づき、地域消防の基礎組織である消防団の団員確保や処遇・装備改善を進めるとともに、消防団車両や活動拠点施設、資機材の計画的な更新・整備を図る。

防災については、各種防災訓練の実施等により市民の防災意識と防火意識の高揚に努めながら自主防災組織の結成と育成・強化を図るほか、高齢者や障がい者等の災害時要援護者をはじめ市民が円滑に避難できるよう、避難支援体制の確立や避難情報等の防災情報の伝達システムの高度化により、迅速かつ的確な情報伝達体制を強化する。また、避難生活で必要となる物資の増強や、福祉避難所開設に必要な物資の整備を進めるなど、災害応急体制の充実を図る。さらに、県との連携を図りながら、治水、砂防・治山対策を進め、土砂災害等の自然災害の未然防止に努める。

(6) 住環境の整備

①現況と問題点

雇用促進住宅の建設誘致や市営住宅の計画的な整備を進め、住環境改善等を行ってきたが、昭和30年代・40年代に建設されたものも多く残り、老朽化が著しく、公営住宅等長寿命化計画や住生活基本計画に基づき、市営住宅の修繕や改築を計画的に進め、住宅取得が困難な市民に提供する必要がある。

また、民間住宅についても昭和55年以前に建築された住宅が多く、耐震化などにより住環境の質の向上を図る必要があるほか、老朽化が進み、空き家も増加している。

空き家問題は、人口減少や高齢化、核家族化の進展とともに顕在化しており、自治会や周辺住民から、倒壊や建材の飛散などの危険や、衛生上、防犯上の問題について相談が寄せられるなど問題が深刻になってきていることから、事故等による倒壊を未然に防ぎ、安心して暮らせる生活環境を確保していく必要がある。公共施設についても、老朽化しているため倒壊等の危険性が高く景観の阻害も懸念される場合には、解体する必要がある。

②その対策

住環境の快適性を確保するため、老朽化が進んでいる市営住宅については、計画的な建て替えを進めるとともに、長寿命化計画に基づき、老朽化した部分の計画的な維持補修を進め、安全で快適な居住環境の提供に努める。

また、民間住宅については、住環境を整備し安全で快適な生活を営むことができるよう、耐震化や環境対策、克雪対策等の住宅リフォームに対して支援する。

空き家については、所有者等に対して空き家の適切な管理を助言や指導をするとともに、除去費の補助など必要な措置や支援を行い管理不全な状態にある空き家の解消を図るほか、データバンクへの登録など有効活用を進める。また、法律の施行に伴う「特定空家」の調

査や、空き家をめぐる諸課題に対応するための対策協議会の設置など適正管理に向けた取り組みをさらに進めていく。

さらに、公共施設についても、老朽化により倒壊等や景観の阻害が懸念される場合には、解体を進め、安全で安心な生活環境の確保と景観の保全を図る。

○計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
3 生活環境の 整備	(1)水道施設				
	上水道	水道施設耐震化整備事業 花輪浄水場ポンプ棟	市		
		上水道給水区域内配水管拡張事業 小豆沢地区 L=7,050m 高屋地区 L=2,000m	市		
		上水道浄水施設整備事業 花輪地区・十和田地区・尾去沢地区	市		
		老朽管更新工事事業	市		
	簡易水道	簡易水道統合整備事業 湯瀬簡易水道 L=1,450m	市		
		簡易水道施設整備事業 湯瀬地区、切留平地区	市		
	その他	非公営小規模水道等施設整備事業(ソフト)	水道組合	補助金	
	(2)下水処理施設				
	公共下水道				
		米代川流域下水道事業 (鹿角処理区)	県	負担金	
		米代川流域下水道関連公共下水道事業 管渠 L=4,000m 計画処理区域面積 20ha ポンプ施設 5 箇所 計画処理戸数 50 戸	市		
		単独公共下水道事業 (湯瀬処理区) 管渠 L=100m 計画処理区域面積 10ha ポンプ施設 3 箇所 処理計画戸数 5 戸	市		
		公共下水道水洗化促進事業(ソフト)	整備計画区域 住民	補助金	
	農村集落排水施設				
	地域し尿処理施設				
	その他				
		合併処理浄化槽設置補助事業 5 人槽 40 基、7 人槽 404 基	合併処理浄化 槽設置者	補助金	
	(3)廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設				
		新設最終処分場建設事業	市		
し尿処理施設					
	鹿角し尿処理場改修事業	広域行政 組合	負担金		
(4)消防施設					
	救急自動車整備事業 高規格救急自動車 2 台	広域行政 組合	負担金		

		消防自動車整備事業(広域) CD-1型消防自動車 1台 広報車 3台	広域行政 行政組合	負担金
		消防自動車整備事業(消防団) CD-1型消防ポンプ自動車 4台 小型動力ポンプ付全自動積載車 1台 小型動力ポンプ付積載車 4台 小型動力ポンプ 5台	市	
		消防団施設整備事業 消防団拠点施設 9箇所	市	
		消防水利整備事業 消火栓 13基 防火水槽 4基	市	
	(5)公営住宅			
		市営住宅整備事業	市	
		市営住宅長寿命化事業(ソフト)	市	
	(6)過疎地域自立促進 特別事業			
		空き家等適正管理推進事業 ①事業の必要性 空き家問題は、景観を阻害するばかりではなく、近隣住民に危険や被害を及ぼすなど様々な問題を引き起こす要因となっている。 ②具体的な事業内容 特定空家の調査を行うとともに、除却費用の一部を補助する。 ③事業効果 集落内の危険な建物がなくなり、安全で安心な生活の確保と住みよい環境がつくられることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。	市・空き家所 所有者	補助金
		旧消防庁舎解体事業 ①事業の必要性 旧消防庁舎については、老朽化による危険性が高く、他用途での利用が困難であり、また、景観の阻害が懸念されるため、解体する必要がある。 ②具体的な事業内容 旧消防庁舎を解体し、整地する。 ③事業効果 安全性の確保と景観の保全がなされ、良好な生活環境が整備されることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。	市	
		老人福祉センター解体事業 ①事業の必要性 老人福祉センターについては、老朽化による倒壊等の危険性が高く、他用途での利用が困難であるとともに、景観の阻害が懸念されるため、解体する必要がある。 ②具体的な事業内容 老人福祉センターを解体する。	市	

		③事業効果 安全性の確保と景観の保全がなされ、良好な生活環境が整備されることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。		
	(7)その他			
		自主防災組織育成事業(ソフト)	自治会・自主 防災組織	補助金
		防災情報受発信システム事業(ソフト)	市	再掲(防 災ラジ オ)
		防災訓練実施事業(ソフト)	市	
		地域防災力向上対策事業(ソフト)	市	
		防災備蓄等整備事業(ソフト)	市	
		快適環境まちづくり市民会議(ソフト)	快適環境まち づくり市民会 議	補助金
		資源リサイクル等推進事業(ソフト)	市	
		急傾斜地崩壊対策事業	県	負担金
		民間住宅リフォーム支援事業(ソフト)	リフォーム実 施者	補助金
		魅力ある消防団づくり事業(ソフト)	市	
		指導救命士養成・応急手当普及啓発事業(ソフト)	広域行政 組合	負担金
		水難救助隊整備事業(ソフト)	広域行政 組合	負担金

(7) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

上水道については安定的なライフラインを構築、維持していくために高度の危険性が認められた施設については、更新、大規模修繕の計画を策定し、将来的な人口減少や需要減少を念頭においたダウンサイジングを検討しつつ、施設更新を行うこととしている。また、大規模災害に備えた施設の耐震化と長寿命化を図るため、修繕履歴の管理による効果的かつ効率的な予防保全を実施することとしている。

下水道については、未普及地域の早期解消を図るため、国が公表する低コスト技術の導入効果を検討した上で、整備計画を策定し、整備可能量を設定することで実施する事業の優先順位を定めることとしている。

消防団施設など防災機能については、消火用機材の格納のみならず、自然災害など地域防災の活動拠点として、自主防災組織との連携強化に資する効率的な整備と維持管理に努めることとしている。

公営住宅については、入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の統合建替や廃止

を進めることにより、適正な管理戸数の維持・確保を進めるとともに、定期的な点検や予防保全型の修繕を実施することにより、長寿命化及びライフサイクルコストの削減を図ることとしている。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

少子高齢化が進む本市においては、多様化・高度化する福祉保健ニーズに対応しうるサービスを充実させ、市民福祉を向上させることが求められている。

団塊の世代が高齢期を迎え、今後もますます増加が見込まれる高齢者については、豊かな人生経験を活かし地域で元気に社会参加できるよう、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、福祉・介護サービスの充実や介護予防と自立に向けた取り組みを支援するなど、高齢者が健康ではつらつとしたシニアライフを楽しむことができ、何らかの支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立して生活のできる社会の実現を目指す。

子育て支援については、本市ではこれまでも、多様なニーズに対応した手厚い支援を展開してきたが、施策をいっそう充実させ、結婚から子どもを産み育てるまでの支援環境づくりを進める。

また、市民の健康への関心が高まるよう情報提供を強化するとともに、各種検診により疾病の予防や早期発見に努め、健康管理の支援や運動に取り組みやすい環境を整備することで、健康づくりを推進する。

(2) 高齢者福祉

①現況と問題点

本市においては、国及び県平均を上回るスピードで高齢化が進行し、平成 27 年 3 月 31 日現在の高齢者比率は 35.5%で、およそ 3 人に 1 人が高齢者という超高齢社会を迎えている。団塊の世代が高齢期を迎え高齢者が増加しており、加えて若者の流出、出生率の低迷等により高齢化率は上昇し、さらに、核家族化の進展等によって高齢者のみの世帯やひとり暮らし老人世帯が増加している。このため、高齢者が豊かな人生経験を活かしながら積極的に地域社会に参加し、ボランティア活動や健康づくり、世代間交流等を通じて、介護予防や自立が図られるよう支援し、高齢者が住み慣れた地域で元気に社会参画できる豊かな健康長寿社会の形成が必要である。

また、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、要介護者を地域社会全体で支える介護保険制度の実施にあたっては、高齢者本人と家族の希望が尊重されるよう、地域の実情に即した介護サービス基盤の整備及び適正な運営が求められる。在宅サービスについては、住み慣れた自宅での自立生活を可能とするサービスの充実が求められており、特に、介護予防を強化するために市独自で行う事業について拡充を図る必要がある。同時に、施設サービスの需要に対応して、グループホームや特別養護老人ホームの整備が図られてきたが、介護関係施設の入所待機者の解消を図るための施設整備が課題となっている。

これらを踏まえ、自助・互助・共助・公助における活動を推進し、互いに連携しながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図る必要がある。

表 5 - 1 (1) 在宅要援護老人の状況 (秋田県老人月間関係資料)

各年 7 月 1 日現在 (単位: 人、世帯)

年	65 歳以上人口	ひとり暮らし老人	高齢者世帯
平成 23 年	11,265	1,364	2,538
平成 24 年	11,298	1,496	2,713
平成 25 年	11,403	1,531	2,776
平成 26 年	11,537	1,688	3,008
平成 27 年	11,779	1,700	2,999

表 5 - 1 (2) 要介護・要支援認定者数 (市福祉事務所調べ)

平成 27 年 3 月 31 日現在 (単位: 人)

	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	計
	1	2	1	2	3	4	5	
第 1 号被保険者	182	209	419	374	334	310	258	2,086
65～74 歳	19	12	50	28	31	23	22	185
75 歳以上	163	197	369	346	303	287	236	1,901
第 2 号被保険者	1	4	8	15	4	5	4	41
総数	183	213	427	389	338	315	262	2,127

②その対策

高齢者が地域社会の担い手や伝統芸能、伝統文化の担い手として積極的な活動ができるよう、老人クラブ活動等の高齢者の自主的活動に対する支援を行う。また、本市独自の介護予防事業を拡充し、高齢者が主体的に介護予防について考え取り組むなどの健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図る。

ひとり暮らし老人や高齢者世帯の見守り体制については、緊急通報システムを活用するほか、地域が主体となった福祉活動を活発化し、市民の積極的な福祉サービスへの参加を誘発するため、介護支援ボランティア等の人材の養成を推進する。また、軽作業や除雪等の生活支援サービスを提供するほか、サービスの提供体制の構築とコーディネートを行うなど、地域での自立した生活を支援する。

介護保険制度については、制度の適正な運営を図るとともに、地域包括支援センターが担う総合的な相談・調整機能を強化し、重度化を防ぐための介護予防に重点を置いた事業を推進するとともに、特別養護老人ホームなどの介護関係施設を計画的に整備し、施設入所待機者の解消を図る。また、認知症予防や認知症サポーターの育成、家族介護支援など、市民ニーズに即した事業展開を図る。

(3) 児童福祉

①現況と問題点

次世代の活力ある地域社会を担う児童については、多くの社会的要因により少子化が進行し、地域の発展に対しさまざまな影響を及ぼすことが懸念されている。また、核家族化の進展、女性の社会進出機会の増加、就業形態の多様化等による家庭での養育環境の変化や、地域の子育て機能の低下に伴い、子育て支援に対するニーズは増大・多様化している。

このため、本市では、県と連携した保育料の減免に加え、第3子以降の保育料等の無料化、出生に対する祝い金の交付、さらには、延長保育や一時保育、乳児保育、障がい児保育、病児・病後児保育等、多様なサービスを提供するとともに、保育園の適正配置を進め、保育所待機児童の解消を図ってきた。

また、子育てサポーターの育成やイベント等での臨時託児所開設等により保育環境の向上を図っているほか、子どもの健全育成のため、放課後児童クラブの運営を行うなど総合的な子育て支援策を進めている。

さらに、経済的基盤の弱いひとり親家庭に対し、母子自立支援員による家庭相談、母子生活支援施設による支援等、きめ細かな福祉サービスを提供することで経済的・精神的支援を図っている。

これらの結果として、本市の出生率は、減少傾向が続いているが、直近の平成20～24年の合計特殊出生率は1.58と国及び県と比べ高い水準で推移しており、県内で最も高い数値となっている。

少子化のひとつの要因として、未婚化・晩婚化が指摘されていることから、今後は、婚姻率の改善に向けた取り組みが必要である。

②その対策

少子化が進む中、本市ではこれまでも特に力を入れて子育て環境の充実策を講じてきたところであり、今後も子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、子育てに係る経済的負担の軽減など支援策の継続と拡充に努め、保護者の子育てと仕事等との両立を支援する。

結婚・出産・子育てに対する総合的な支援を行い出生率の向上を図るため、第1子誕生に対する祝い金の支給や、結婚・子育てに必要な資金を借り入れた場合の返済を支援する制度を創設する。また、保育料助成や福祉医療費助成の拡充、第3子以降の子育てに掛かる費用を軽減する。

保育サービスについては、乳児保育、延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の保育サービス事業の実施を継続するとともに、障がい児保育や途中入園など、多様化する保育需要に対応するため、保育士の加配に係る費用を支援するなど保育体制のさらなる充実を

図る。

また、家庭と地域が一体となって子どもの健全育成を図っていくため、放課後児童クラブの拡充や放課後子どもプランによる見守りを継続し、ファミリーサポートセンター事業を推進するほか、育児に関する相談・情報提供や育児サークルの支援を行う地域子育て支援センターの機能を充実させることで、子育てを通じた市民交流の活発化を図り全市的な子育て支援ネットワークを構築する。

さらに、結婚を望む男女の出会いの場を提供するなど婚姻率の改善を図り、出生率の向上を目指す。

(4) 保健・健康づくり

①現況と問題点

本市では、福祉保健センターを中心に、各種検診や健康相談、機能訓練、検診後の自己管理意識の啓発のための保健指導、乳幼児健診や乳児相談、妊婦健診等の母子保健事業を実施してきた。しかしながら、特定健診の受診率やがん検診等の各種検診受診率は低迷していることから、市民の健康に対する意識を高め、個人に合った形での健康づくりに取り組むことができるよう支援する必要がある。

今後は、これらの保健事業の充実を図りながら、市民一人ひとりが生涯生き生きと生活できるよう健康管理を支援するとともに、高齢化に伴い増大する医療費を抑制するという観点から、健康に関する講座の開催や生涯スポーツ等の幅広い取り組みにより市民の健康づくりを推進していく必要がある。

また、秋田県は全国の都道府県の中でも自殺率が依然として高く、行政による対策が進められている。本市においても、地域コミュニティとの協調のもとで相談活動や普及啓発に努めており、今後も関係機関と連携した啓発活動や相談窓口の開設を継続的に行うなど、さらに内容を充実させた対策への取り組みが必要である。

②その対策

生涯にわたって健康で暮らせるよう、市民の健康増進に対する関心を高める普及啓発等の情報提供の強化や運動を取り入れた健康づくりを実施するとともに、疾病予防や早期発見につながる取り組みを推進する。

各種検診については、疾病の早期発見・早期治療の重要性について啓発を図るとともに、特定健診との同時受診やセット受診への割引制度など、検診を受診しやすい環境を整備することで受診率の向上に努める。

また、健康づくり推進員などの地域活動組織等との連携のもと、保健師が中心となり、健康講座の開催による健康教育の充実と、心身の健康を維持・増進するための保健サービ

ス、健康づくりプログラムの提供に努める。また、生涯スポーツや介護予防、国民健康保険による健康づくり等、各分野の連携により、市民のさらなる健康づくりを推進する。

自殺予防については、関係機関との連携を強化し、普及啓発と相談支援、傾聴ボランティアの養成や個別相談の実施などにより自殺予防を継続していく。

○計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1)高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉 センター			
	老人ホーム			
		介護関係施設等整備事業(特別養護老人 ホーム)	社会福祉法 人等	補助金
	老人福祉センタ ー			
	その他			
		介護関係施設等整備事業(小規模多機能 型居宅介護事業所)	社会福祉法 人等	補助金
		社会福祉施設等整備支援事業	社会福祉法 人等	補助金
	(2)介護老人保健施 設			
	(3)児童福祉施設			
	保育所			
	児童館			
	障害児入所施設			
	(4)認定こども園			
	(5)障害者福祉施設			
	障害者支援施 設			
	地域活動支援 センター			
	福祉ホーム			
	その他			
	(6)母子福祉施設			
(7)市町村保健セン ター及び母子健康 センター				
(8)過疎地域自立促 進特別事業				
	除雪等支援事業 ①事業の必要性 高齢化の進行により、自力で除排雪す ることが困難なひとり暮らし高齢者や高 齢者のみの世帯が増加してきていること から、高齢者が冬期間も安全で安心な生 活を送ることができるよう地域で支援し ていく必要がある。 ②具体的な事業内容 高齢者世帯等に対し、間口除雪のほか	市・一人暮 らし高齢者 等	補助金	

	雪下ろしや除排雪に掛かる費用を支援する。また、高齢者世帯等の間口除雪を実施する自治会等に対し、その活動に要する費用の一部を助成する。 ③事業効果 高齢者世帯等の冬期間の生活における安全の確保と不安解消が図られ、住み慣れた地域で生活を送ることができることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。		
(9)その他			
	地域福祉活動支援事業(ソフト)	市	
	地域福祉推進団体活動支援事業(ソフト)	社会福祉協議会・民生委員協議会	補助金
	すこやか子育て支援事業(ソフト)	県・市	
	保育料軽減事業(ソフト)	市	
	ファミリーサポートセンター事業(ソフト)	市	
	地域子育て支援拠点事業(ソフト)		
	病児・病後児保育事業(ソフト)	市	
	ひとり親家庭住宅整備資金貸付事業(ソフト)	市	
	子ども・若者未来応援事業(ソフト)	市	
	保育サービス充実事業(ソフト) 延長保育、一時保育、乳児保育、障がい児保育	市	
	家庭的保育事業(ソフト)	市	
	放課後児童健全育成事業(ソフト)	市	
	放課後児童クラブ障害児受入推進事業(ソフト)	市	
	放課後児童クラブ移動支援事業(ソフト)	市	
	放課後子ども総合プラン推進事業(ソフト)	市	
	5歳児すくすく健康相談事業(ソフト)	市	
	途中入園対策事業(ソフト)	民間保育施設	補助金
	高齢者あんしん確保事業(ソフト)	市	
	高齢者日常生活支援事業(ソフト)	市	
	生活支援体制整備事業(ソフト)	市	
	一般介護予防事業(ソフト)	市	
	介護予防・生活支援サービス事業(ソフト)	市	
	介護人材確保推進事業(ソフト)	市	
	認知症総合支援事業(ソフト)	市	
	かづのでわくわく健康づくり推進事業(ソフト)	市	
	脳血管疾患対策事業(ソフト)	市・大学・保健所	
	がん検診等各種検診推進事業(ソフト)	市	
	こころの健康づくり事業(ソフト)	市	

		感染症予防事業(ソフト)	市	
		国保健康づくり事業(ソフト)	市	
		特定健診・特定保健指導事業(ソフト)	市	
		むし歯予防大作戦(ソフト)	市	
		母子保健指導事業(ソフト)	市	
		不妊・不育治療費助成事業(ソフト)	市	
		福祉医療給付事業(ソフト)	市・県	
		出会い応援事業(ソフト)	市	
		教育費支援事業(ソフト)	市	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

子育て支援施設については、集団保育の場を確保しつつ、入園者数の地域間格差の解消を図るなど、地域特性を考慮しながら施設の効率的な運営を進めることとしている。また、老朽化している施設については、民間施設との配置バランスを踏まえつつ、再編統合の対象とし、入園者数の地域間格差の解消を図るとともに、適正配置を進めることとしている。さらに、保育料の適正な金額について検討するとともに、民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により民営化を進めることとしている。

保健・福祉施設については、民間により同種のサービスが提供されている場合には、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後のあり方を検討するとともに、必要な支援やニーズに十分配慮しながら、他の公共施設等の有効活用と併せて、より効率的・効果的な施設運営を図ることとしている。また、福祉サービスのセンター機能については、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、福祉の増進や社会参加等の支援を総合的に行うため、保健福祉事業の実施状況等を踏まえ、機能の集約を図ることとしている。

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

市内においては特定診療科及び医師の不足が続いていることから、高齢化の進展が予測される中で、医療水準を維持・確保するため、将来にわたり地域で安定した医療を提供できる体制を構築することが課題となっている。このため、医師確保に向けた取り組みを強化するとともに、地域内の医療機関の連携等により、必要なときに安心して受診できる地域医療体制の充実を進める。

また、国民健康保険被保険者1人あたりの医療費は、高齢化や生活習慣病の増加等に伴って増加傾向にあることから、各種検診の受診勧奨による疾病の早期発見・早期治療、健康教育の充実による疾病予防など、医療だけに頼らない健康づくりをさらに推進する。

(2) 医療の確保

①現況と問題点

地域医療については、高齢化の進展に伴い老人訪問看護ステーションの設置、老人保健施設への支援、休日夜間診療のための在宅当番医制度の実施、地域中核病院の医療体制の充実に係る支援など、医療水準の維持向上に努めてきたが、地域中核病院における常勤医の不足や開業医の少なさ、精神科等の特定診療科の不足等の課題を抱えている。また、本市を含む二次医療圏の医師充足率は91%と県内で最も低い水準にあることから、市民が安心して受診できる地域医療体制を構築するため、今後も地域医療を担う医師の確保対策をさらに推進していく必要がある。

また、無医地区等については市内3地区がこれに該当しており、対策としては生活バス路線の確保対策により通院時の交通手段の確保に努めているほか、かづの厚生病院の協力のもと巡回診療を実施している。

なお、市民の生活習慣病による死亡率は国や県と比べても高い傾向にあるが、特定健診やがん検診等の各種検診の受診率は伸び悩んでいる。食習慣や運動習慣といった生活習慣の変化により疾病構造にも変化が見られることから、年齢層を問わず増加傾向にある生活習慣病の早期発見・早期治療のため、受診率向上への取り組みの強化が必要となっている。

さらには、検診や健康教育の内容充実を図るとともに、健康に対する意識を高め、個人に合った形で健康づくりに取り組むことができるよう支援する必要がある。

表 6 - 1 (1) 人口 10 万人あたり医療施設数、人口千人あたり病床数（市政策企画課調べ）

平成 27 年 10 月 1 日現在

区分		病院			一般診療所	歯科診療所	合計
		一般	精神				
施設数	秋田県	6.9	5.4	1.5	79.3	42.8	129.0
	鹿角市	9.0	9.0	-	44.9	44.9	98.8
病床数	秋田県	14.9	11.0	3.9	0.8	-	16.1
	鹿角市	15.4	15.4	-	0.6	-	16.0

表 6 - 1 (2) 二次医療圏別医師充足率（市福祉事務所調べ）

平成 26 年 10 月現在（単位：％）

圏 域	大館・鹿角	北秋田	能代・山本	秋田周辺	由利本荘・にかほ	大仙・仙北	横手	湯沢・雄勝	全圏域
充足率	91	76	90	102	97	95	106	94	97.8

表 6 - 1 (3) 市内における無医地区（市福祉事務所調べ）

地区名	区分	へき地診療所
田代	無医地区	なし
三ツ矢沢	無医地区	廃止
水沢	準無医地区	廃止

②その対策

喫緊の課題である医師確保については、鹿角地域の課題である精神科医の確保に向けた要望活動の継続、地域でお産を支える産科医の処遇改善を目的とした分娩手当の支給、大学の寄附講座に対する寄附など、特定診療科の医師確保対策を継続・強化するとともに、医師修学資金の貸与を行う。

また、医療・保健・福祉関係者と行政、市民で構成する「かづの地域医療懇談会」を中心とした民間病院と地域中核病院との連携による医療の提供体制づくりなど、地域医療の充実に向けた取り組みを継続する。

無医地区等への対策としては、通院に掛かる公共交通の確保及び需要に応じた巡回診療の実施を継続し、必要な医療を受けられる体制の確保に努める。

疾病の早期発見、早期治療のため、受診しやすい環境づくりや未受診者に対する個別アプローチといったがん検診等各種検診や特定健診の受診率向上への意識啓発や環境整備などの取り組みを強化し、健康づくりの関心を高める。

○計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(1)診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車 (船)			
	患者輸送車 (艇)			
	その他			
	(2)特定診療科に 係る診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車 (船)			
	その他			
	(3)過疎地域自立 促進特別事業			
		<p>医師確保対策事業(地域中核病院支援)</p> <p>①事業の必要性 本市における医師充足率は低く、市民の安全で安心な生活を確保する上で地域医療の確保は大きな課題である。</p> <p>②具体的な事業内容 地域の中核病院であるかづの厚生病院が、中核病院の機能維持のため医師確保対策に要した費用について支援する。また、岩手医科大学に地域医療連携に関する寄付講座を開設する。</p> <p>③事業効果 中核病院への支援や寄付講座の開設により医師が確保され、市民が安全で安心な医療サービスを受けることができる環境が確保されることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	医療機関等	補助金
		<p>医療機関開設資金支援事業</p> <p>①事業の必要性 市内で医療を行う医師が不足している現状を打開し、市民が安全、安心な医療サービスを受けることができる体制を構築する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 本市に医療機関を開設する医師又は医療法人に対し、開設に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>③事業効果 医師不足の改善に寄与するとともに、市民が地域で安心した医療サービスの提供が受けられる体制が整うことから、将</p>	医療機関等	補助金

		来にわたり地域の自立促進に資する事業である。		
	(4)その他			
		医師確保対策事業(地域医療)(ソフト)	市	
		あんしん医療連携事業(ソフト)	市・医療機関	

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

市民が生涯にわたり、一人ひとりの興味・関心に応じて学習することができる豊かな学習環境を整備する。

幼児教育については、利用者の多様なニーズに対応できるよう認定こども園としての運営を行っていく。

義務教育については、確かな学力の向上への取り組みを確実に実施するとともに、キャリア教育やふるさと教育を推進し、職業観や愛郷心の醸成に努める。また、再編に伴う学校教育施設の適切な整備により良好な教育環境を確保する。

高等学校教育については、教育課程への特色づけにより地元高等学校への就学を促すとともに、就学希望者の市内定着に向けた施策を展開する。

高等教育については、近隣都市の高等教育機関との連携により知識や技術の蓄積、域学連携による地域活力の向上を図るとともに、進学希望者に対し奨学金の貸付による経済的支援を継続する。

生涯学習については、各年齢層のニーズに対応した地域の特性を活かした社会教育プログラムや事業体制の充実を図る。また、生涯スポーツの推進により市民の健康づくりを推進するとともに、「スキーと駅伝のまち・鹿角」を掲げ、更なるスポーツ振興とスポーツによる交流人口の拡大を図る。

(2) 幼児教育

①現況と問題点

幼児期は、自律性・協調性といった社会生活上の重要な資質が培われ、感覚、言語、思考力などあらゆる部分が急速に発達する、人間形成の土台となる極めて大切な時期である。この間に適切な教育を施すことは極めて重要であり、施設の整備はもとより教育内容の充実、指導体制の強化を図るなど、より質の高い教育環境の整備に努めなければならない。

本市においては、少子化のほか、核家族化等による家庭における養育環境の変化に伴い保育園による保育に対する需要が高まり、幼稚園入園児の定員割れが続いたことから、公立幼稚園の保育所型認定こども園への移行が行われている。

表 7-1 市・私立別幼稚園の状況（学校基本調査）

各年 5 月 1 日現在

	平成 12 年			平成 17 年			平成 21 年		
	園数	定員	入園数	園数	定員	入園数	園数	定員	入園数
市立	3	240	95	1	70	46	1	70	10
私立	3	250	150	2	200	91	2	200	43
計	6	490	245	3	270	137	3	270	53
	平成 26 年								
	園数	定員	入園数						
市立	1	70	3						
私立	2	200	39						
計	3	270	42						

②その対策

民間幼稚園に対する支援を行うとともに、公立の 2 つの認定こども園において、幼児教育と保育を提供しながら、より質の高い教育環境の向上と運営体制の整備に努める。

(3) 義務教育

①現況と問題点

地域の将来を担う子どもたちは地域の宝であり、子どもたちが夢と地域への誇りを持ち続けることができるよう、教育環境を整備することは地域の責務である。

市内の小・中学校では、幼稚園も含めて、古くから地域個性を活かした 1 校 1 園 1 特色運動を展開してきており、平成 13 年度からはふるさと生き生きネットワーク事業の実施を通じて、子どもたちの自由な取り組みとふるさと学習を推進してきた。

教育内容については、基礎学力の定着を図る学習指導、全小・中学校に導入したパソコンを活用した基礎的な情報教育、外国語指導助手（ALT）の活用による国際理解教育を進める一方で、地域に根ざした人間性や社会性を育み、地域の一員としての自覚を促すため、ふるさと学習を採り入れた総合的学習を推進している。今後もふるさと・キャリア教育の推進や教職員の指導力向上、情報教育環境の整備を図り、変化の激しい社会を生き抜き、将来を担う人材を育成することが必要である。

施設整備については、校舎等の老朽化に対して大規模改造事業等により対応を進めるとともに、バリアフリーに配慮した校舎設備と受け入れ体制の充実を進めている。今後は、少子化による児童のさらなる減少を見据え、小・中学校の再編に伴う大規模改造等の施設整備を進めていく必要がある。

通学対策については、再編後の通学を容易にするため、スクールバスやタクシーによる通学支援を行っている。

表 7-2 児童・生徒数の推移（学校基本調査）

各年 5 月 1 日現在

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
小学校	3,949	3,914	3,464	2,684	2,251	1,990	1,765
中学校	1,934	1,935	1,838	1,658	1,231	1,084	966
計	5,883	5,849	5,302	4,342	3,482	3,074	2,731
	平成 26 年						
小学校	1,482						
中学校	848						
計	2,330						

②その対策

学校教育の充実と、関連する施策の総合的な推進を図るため、学校教育振興基本計画等の諸計画に基づき、施設整備、学力向上、児童生徒の安全対策といった課題への対応を進める。

児童・生徒の個性や能力を伸ばし、学校や地域における教育素材や人材の有効活用による特色ある教育を推進するとともに、学校ごとの課題解決に係る研修や先進的な研究等を実施し、教職員の資質向上を図る。

地域が支える学校教育を実践するため、地域の先人・歴史遺産を核としたふるさと学習等の総合的学習や部活動の充実及びそれらへの市民参加を進めるとともに、ふるさと生き生きネットワーク活動を継続し、子どもたちが共同で地域について自主的に学ぼうとする取り組みに対し支援し、ふるさとに対する誇りと愛着心の醸成に努める。また、キャリア教育の一環として、職業観や社会人としての心構え・生き方について学ぶ機会を確保する。

情報化や国際化に対応するため、適切な情報基礎教育の実施や ICT 教育を効果的に実施するための情報教育環境の整備、実践的なコミュニティ能力等の育成のため外国語指導助手（ALT）事業の推進を図る。

施設整備については、安全で安心な教育環境や適正規模を確保し、効率的な運営を図るため、学校等再編計画に基づき学校の再編と給食センターの整備を進める。

通学対策については、引き続き、スクールバス運行や通学費補助等により、学校から遠距離にある児童・生徒の通学を支援し、再編に伴う通学の経済的負担の軽減を図る。

（4）高等学校教育

①現況と問題点

平成 26 年の市内中学校卒業生の高等学校への進学率は約 99%である。

少子化傾向が強まる中で、地元の 2 高等学校の生徒数も減少しており、県の第 7 次高等学校総合整備計画において統合再編が検討されているため、当該計画を踏まえつつ、地元高校への進学促進のための対策を講じる必要がある。

平成 26 年の高等学校卒業者の進路状況を見ると、進学率は約 67%と増加傾向にあり、就職率は約 32%である。就職者のうち県内就職者の割合は誘致企業の進出や就業意識の変化により増加を続けていたが、市内における就業機会の不足等によりやや低下した。就業者に占める県内就職者、県外就職者の割合は近年同程度となっており、平成 26 年には、わずかではあるが県内就職者が上回っている。

表 7 - 3 (1) 市内高等学校生徒数等の推移 (学校基本調査)

各年 5 月 1 日現在

	学校数	学級数	生徒数
昭和 60 年	2	33	1,478
平成 2 年	2	32	1,466
平成 7 年	2	27	1,227
平成 12 年	2	27	1,072
平成 17 年	2	23	898
平成 21 年	2	21	822
平成 26 年	2	21	728

表 7 - 3 (2) 市内高等学校卒業者の進路状況 (学校基本調査)

各年 5 月 1 日現在 (単位: 人)

	卒業生計	進学者等	就業者			無業者等
			計	県内就職	県外就職	
昭和 60 年	433	128	301	85	216	4
平成 2 年	419	161	248	99	149	10
平成 7 年	411	230	179	75	104	2
平成 12 年	364	234	109	63	46	21
平成 17 年	293	188	101	41	60	4
平成 21 年	255	153	99	45	54	3
平成 26 年	249	159	87	44	43	3

②その対策

高等学校への進学率の増加に併せ、中学校における基礎教育の内容を充実させ、中学校、高等学校間の緊密な連携等により高等学校教育の質的向上を図る。また、市内高等学校への進学を促進するため、地域特性を活かし時代要請を反映した教育課程の特色付けを関係機関に働きかける。さらに、進学や就職を機に、市外へ転出する傾向があるため、高等学校の卒業前までに地域への愛着心が一層醸成されるよう関係機関と連携しながら教育の充実を図る。

地域の活力ある次世代を担う人材として、就職希望者の市内定着を促進するため、市内事業所との連携を強化する。

(5) 高等教育

①現況と問題点

国民の知的要求が増す中で、高等教育機関が地域社会において果たす役割はますます重要になりつつある。知識、技術の取得だけではなく、人間的にも成熟した人材の養成機関としても機能しており、地域の文化水準を高め、若者の定着を促進する役割を担っている。本市においても、高等学校卒業者の進学率は増加傾向にあるが、市内に大学等の高等教育機関が立地していないため、進学を希望する者は市外・県外への進学を余儀なくされている状況にあり、人口流出、過疎化の要因の一つにもなっている。

文化都市としての教育水準を高めるための方法として、地域の特性に見合った高等教育機関の誘致が考えられるが、全国的な少子化が進み、それに伴い高等教育機関の経営環境が厳しさを増していく中で、大学等の移転や新設を期待することは難しくなっている。本来の目的である知識や技術の蓄積を進めていくためには、近隣都市に所在する高等教育機関との連携や、進学希望者に対する奨学金貸付等の進学支援の充実、進学後及び県外就職後のUターンの促進を図ることが求められる。

②その対策

本市における教育文化の質的向上を目標として、近隣都市に所在する高等教育機関と連携し、オープンカレッジや研究活動などの共同プログラムの実施など、知識・技術の蓄積や地域の活力アップを図る。また、近年は、より高度な知識や技術、学位取得を目指し、大学院に進学する者が多いことから、進学希望者に対する奨学金の貸付制度を継続し、就学に伴う経済的負担の軽減を図り高等教育機関への進学を支援する。

(6) 生涯学習

①現況と問題点

高学歴化や情報化社会の進展、生活水準の向上、余暇時間の拡大等、社会構造の変化に伴い、市民の学習意欲が高まるとともに志向が多様化しており、社会教育に求められる内容も高度化、多様化してきている。特に、少子高齢化、核家族化、国際化、環境・健康志向の高まり、男女共同参画社会実現への要請等、時代の変化に伴い生じている生活課題、地域課題、現代的課題に対応したプログラムの開発と事業体制の整備が求められている。

本市の社会教育活動は、市職員の派遣による出前講座、ふるさと学習、講座・講演会の開催等のほか、地域の各種団体で組織される「地域づくり協議会」等による自主的な運営のもと、市内4地区の市民センターにおいてそれぞれの地域特性を活かした取り組みが進められている。今後はさらに取り組みを充実し、幅広い年齢層のニーズに対する学習機会の提供を進める必要がある。市民センターについては、老朽化が進んでいる施設もあることから、市民の活動拠点として計画的な改修・改築を進める必要がある。南北に2館設置されている図書館については、花輪図書館が文化の杜交流館コモッセ内に新たに開館している。また、蔵書情報のネットワーク化により効率的な配本体制が整備され、生涯学習における知識・情報の拠点として重要な機能を果たしている。

社会体育については、各種スポーツ講座の開催や総合型スポーツクラブの設立・育成を通じて生涯スポーツ活動を奨励している。

市民がそれぞれの興味・関心に応じ、文化・芸術・スポーツ等の生涯学習活動に取り組めるよう、家庭や学校、地域、関係団体との緊密な連携や施設の整備・適正配置による総合的支援体制の確立を図り、風格ある文化都市の形成を目指す必要がある。

②その対策

市民の学習意欲の高まりと多様化する志向に応え、学習・文化・芸術・スポーツ活動に取り組むことができる環境の整備に努める。

市民がそれぞれの価値観や生活様式に基づく文化・芸術・スポーツ活動を行うことができるよう、市民による自主的な学習会等への講師派遣、ふるさと学習、各種講座や講演会の開催といった事業を充実させることにより、生涯学習推進基盤を確立し、生涯学習の中核施設であるコモッセを中心とした各種生涯学習機会を提供する。また、図書館や文化ホール・市民センター・子育て支援施設・交流広場等を含む複合施設として、様々な分野や多様な年齢層の市民の交流や人材育成を促進し、新たな活力の創造を図る。

各市民センターについては、地域づくり協議会等が実施する地域特性を活かした事業を充実させるとともに、各地域が抱える固有の課題に対応できる機能を併せ持つ、より地域に密着した住民自治の拠点として定着を図る。また、老朽化が進む八幡平市民センターの改築を進めるとともに、市民の活動拠点として適切な維持補修を行い安全性と利便性の向上を図る。

健康スポーツ活動の促進のため、保健・介護予防・国民健康保険等各分野と連携を図りながら、各種体育行事やスポーツ・健康教室等の積極的な開設を行うほか、指導者の育成に努める。また、本市では「スキーと駅伝のまちづくり」を掲げスポーツ振興を図ってきたところであり、引き続きスキー競技を中心とした各種の大会開催を通じた知名度アップと競技人口の拡大・育成を図る。

そのほか、老朽化した社会教育・体育施設については、計画的な改修・整備に努める。

○計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連 施設			
	校舎			
		花輪第一中学校大規模改造事業	市	
		統合校舎(花輪第二中学校)大規模改造事業	市	
	屋内運動場			
		花輪第一中学校大規模改造事業	市	再掲
		統合校舎(花輪第二中学校)大規模改造事業	市	再掲
	屋外運動場			
		花輪第一中学校大規模改造事業	市	再掲
		統合校舎(花輪第二中学校)大規模改造事業	市	再掲
	水泳プール			
		花輪第一中学校大規模改造事業	市	再掲
		統合校舎(花輪第二中学校)大規模改造事業	市	再掲
	へき地集会施設			
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス ・ボート			
		通学対策事業 スクールバス購入 4 台	市	
	給食施設			
		学校給食施設整備事業	市	
	その他			
		情報教育環境整備事業(ソフト)	市	
	(2)幼稚園			
	(3)集会施設、体 育施設等			
	公民館			
	集会施設			
		八幡平市民センター改築事業	市	
体育施設				
	体育施設整備事業 花輪スキー場施設整備 水晶山スキー場施設整備	市		
図書館				
その他				

	(4)過疎地域自立促進特別事業			
	(5)その他			
		ふるさと生き生きネットワーク事業(ソフト)	市	
		児童生徒学力向上対策事業(ソフト)	市	
		かづの夢創造 school 事業(ソフト)	市	
		外国語活動充実事業(ソフト)	市	
		ふるさと・キャリア教育推進事業(ソフト)	市	
		鹿角音楽祭開催事業(ソフト)	市	
		奨学資金貸付事業(ソフト)	市	
		みらい輝く人材育成事業(ソフト)	市	
		郷土輝く先人のきせき事業(ソフト)	市・顕彰会	
		鹿角元気力アップ事業(ソフト)	市	
		図書館サービス充実事業(ソフト)	市	
		スキーと駅伝のまちづくり事業(ソフト)	市	
		はばたけアスリート鹿角コーチング事業(ソフト)	市	
	生涯スポーツ推進事業(ソフト)	市・体育協会	補助金	

(7) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

学校教育系施設については、学校教育の推進を図るため、少子化による児童生徒の減少を見据えながら、再編や通学区域の見直しによる学校の適正規模・適正配置を進めることとしている。また、児童生徒の安全で安心な教育環境を提供するとともに、災害時における地域の核施設としての機能確保を行うため、老朽化の進む学校や給食センターの計画的な整備を進めることとしている。給食センターは統合を基本とし、業務の効率化を図るため、食育の推進体制を充実させながら民間委託を継続することとしている。

市民文化系施設については、老朽化している施設の利用実態等を踏まえて、他の公共施設等の有効活用を検討するなど効率的な維持管理を進めることとしている。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

文化財の保存や農村地域等が持つ民俗文化の掘り起こしと保存伝承を推進する。また、地域の歴史文化への理解を深め郷土への誇りと愛着を育む学習活動や、市民による芸術文化活動を助長する環境づくりを行う。

花輪ばやしや大日堂舞楽など、各地域に伝わる伝統ある祭りや郷土芸能、貴重な有形・無形の民俗文化を継承するとともに、ふるさと学習の場や観光資源としての活用を進めるため、調査と記録保存を行い、その価値と魅力を国内外に発信する。

また、大湯環状列石や旧町並みといった本市の特長的な景観を活用したまちづくりを進める。

こうした地域文化の学習・保存・継承・情報発信を推進するために必要な環境や施設について計画的な整備を進め、老朽化した施設については調査・改修を行う。

(2) 地域文化の振興等

①現況と問題点

本市は大日堂舞楽や花輪ばやしなどの多数の祭りや民話に恵まれ、豊かな歴史資源を誇っている。しかし、生活様式の現代化が急速に進み、少子化が進行していく中で、地域に永く伝わる民俗芸能や伝説などの継承が困難になりつつある。このような状況のもとで、先人が築き継承してきた文化遺産と郷土の歴史・文化について、幅広い年齢層の市民が親しみ、その重要性や価値を再認識できるよう、貴重な文化財を活用した特色ある地域づくりを進めていくことが求められる。

各地域に伝わる伝説・民話や農村社会が持つ民俗文化に光をあて、保存・継承することにより、本市独自の景観とあわせてコミュニティの醸成や歴史・文化に根ざした地域づくりの原動力とする必要がある。

国特別史跡である大湯環状列石は、縄文の雰囲気を残しつつ環境の整備が行われ、憩いや学習の場として親しまれており、史跡が持つ価値と魅力の情報発信を行うなど、世界遺産登録に向けた機運を一層高める必要がある。

大日堂舞楽は、ユネスコの無形文化遺産に登録されたことで国内外の評価が高まっており、今後も地域の財産として保存伝承・後継者育成・情報発信に向けた一層の取り組みが必要である。

花輪ばやしは、世界遺産登録に向けた動きが進む中で国内外へさらなる価値や魅力の発信を強化するとともに、運行される屋台の老朽化が進んでいることから、保存修理を進めていく必要がある。

このほかにも本市にはふるさと学習の場や観光資源としても高い価値を有する文化遺産が多く存在し、これまでも保存や情報発信に向けた整備を進めてきている。今後も地域文化の振興に資する貴重な資源として、修復するなど計画的な整備が必要である。

②その対策

生活に密着した民俗芸能や有形・無形文化財等について、映像記録媒体も活用しながら調査・記録を進め、あわせて学術的な観点に基づいて調査を行い、歴史文化の正確な伝承を支援するとともに、ふるさと学習への活用を図る。また、名勝天然記念物については、その希少価値に応じて指定・保護に努めるとともに、指定文化財以外に地域全体の財産として大切にしていけるものがあれば、保存していく仕組みをつくる。また、これらの財産に対する意識を高めるため、民俗芸能フェスティバルなど文化財等に親しみ学ぶ機会の充実を図る。

大湯環状列石については、見学環境の整備や復元した遺構の再整備などを実施し縄文文化に関する学習や憩いの場として良好な史跡環境を維持し、史跡や縄文文化の素晴らしさを伝えるために講座の開催や体験型学習メニューの提供、ガイドの育成等を進めるほか、世界遺産登録に向けさらなる文化財の価値や魅力を発信していく。

大日堂舞楽については、保存伝承と後継者育成を支援するとともに、国内外への情報発信を行い、観光資源として活用する。

花輪ばやしについては、屋台の保存修理を支援し、その価値と魅力を伝承する。

有形文化財に指定されている旧鹿角郡公会堂については、旧町並みとあわせまちなか観光の拠点となる民俗資料館として活用するため、文化財としての価値を失わないよう保存修理を実施する。

また、市民の芸術文化活動により、生きがいや心の豊かさを実感できる地域づくりを推進するため、文化の杜交流館コモッセを中心とした事業に取り組むとともに、市内の芸術団体等の活動を支援する。

○計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興 施設等			
	地域文化振興 施設			
		旧鹿角郡公会堂整備事業	市	
		大日堂舞楽保存伝承事業	市	
	その他			
	(2)過疎地域自立 促進特別事業			
	(3)その他			
		文化財活用伝承事業(ソフト)	市・文化財保 護団体等	補助金
		芸術文化活動育成事業(ソフト)	市	
		大湯環状列石保存整備事業(ソフト)	市	
		大湯環状列石魅力アップ事業(ソフト)	市	
		大湯環状列石出土遺物整理事業(ソフト)	市	
	国光郷王「声良鶏」保存拡大事業(ソフト)	保存会	補助金	
	文化の杜交流館事業(ソフト)	市		

(2) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

社会教育系施設については、全市的な施設と地域的な施設の棲み分けを行うほか、施設の目的、用途を明確にしながら、利用実態等を踏まえて複合化・多機能化を図るとともに、指定管理者制度の導入を含め、専門知識を有する民間導入を検討する。また、地域の特色を生かした魅力的な企画・展示を行い、入館者数の増加を図るとともに、季節条件や入館者数等を踏まえつつ、開館日や開館時間を調整するなど、施設の管理効率を向上させることとしている。

9 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、集落における地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念される状況となっている。コミュニティの活性化を図り地域の自立を促進するにあたっては、コミュニティ活動の維持発展に欠かせない自治会の基礎的な活動や活動拠点の整備に対する支援を行う一方、集落の再生や地域づくりを担う人材を確保するため、地域人材の発掘・育成と、地域外からの人材を受け入れ積極的な活用を進める。また、単独での活動が困難となった場合には、近隣の集落同士の連携により活動が継続されるような関係づくりを進める。

(2) 集落の整備

①現況と問題点

集落については、本市ではおおむね集落毎に自治会が組織されコミュニティを築いているが、人口減少と少子高齢化の進展により、一部では地域コミュニティ活動の継続や緊急時における住民相互扶助の維持が難しくなりつつある。

旧過疎活性化法のもとで若者の定住促進に努めた結果、住民基本台帳人口では若年者比率が上向きを見せた時期があったものの、特に農村集落においては、長く生産活動を担ってきた高齢者のリタイアが増加し、後継者の不在による耕作放棄地の拡大や集落の活力低下等の課題を抱えている。一方、市街地近郊では、就業構造の変化や核家族化、持ち家意識の向上により新旧住民の混住が進み、住民相互の連帯感の希薄化が危惧されている。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、生活不安の緩和や緊急時の安全の確保が課題となっている。

これまでも、コミュニティの活性化策として、自治会等が実施する基礎的な地域活動への支援、地域コミュニティ活動の活性化や再生に資する活動への支援、集会所の整備に対する支援を継続して実施してきている。

今後は、地域人材を確保するため、若者をはじめとする人材育成や、大学生や地元学生と連携した地域づくり活動を促進するとともに、自治会が自立し、地域課題の解決に向けた活動に取り組むことに対し支援していく必要がある。

集落間の連携については、現在も、地域行事や環境保全、伝統文化の継承といった多様な面で協調関係による活動が行われているが、今後も人口減少が予測される中、一層の連携構築による地域課題等の解決に向けた活動を促進する必要がある。また、概ね中学校区である旧町村単位に4つの地域づくり協議会が組織され、市民センターの指定管理を通じて地域づくりに貢献しているが、より一層の取り組みの強化が必要である。

表9 集落の状況（市市民共働課調べ） 平成27年3月31日現在 （単位：自治会）

区分	自治会数	限界集落 A	準限界集落 B	A+B C	Cのうち 50世帯未満の 小規模集落
八幡平	22	0	21	21	12
尾去沢	17	2	13	15	5
十和田	72	7	49	56	32
花輪	78	3	39	42	16
計	189	12	122	134	65

※住民基本台帳データに基づき集計

※アパート等の自治会未加入世帯を含む

※老人福祉施設等を除く

②その対策

地域自治の基礎単位である集落の活性化のため、集落におけるコミュニティ活動の拠点となる集会施設の建設や改修のほか、集落のリーダーとなる人材や若年者をはじめとする集落内住民の育成等を図るため、地域づくりに関する研修会や人材育成塾を開催するなど、集落内住民による積極的な自治会活動や集落同士の協調による活動を促進する。

集落が抱える諸問題に対しては、生活交通の確保、都市農村交流や交流居住の推進、福祉サービスの充実、民俗文化の伝承等、総合的な施策を推進するとともに、地域力の維持・強化を図るため、地域活動の衰退の度合いや地域の必要に応じて、コーディネーターとなる集落支援員を配置し、地域活動に対する側面的支援に取り組む。

また、大学生や地元学生との域学連携や地域おこし協力隊といった、若者や都市部出身者などの外部人材の視点を生かした地域資源等の掘り起しや地域づくり活動の活性化を図る。

さらには、地域づくり協議会と自治会との共働による地域づくり事業の実施を促進し、より地域の実情を捉えた取り組みを進めるとともに、地域づくり協議会の設立区域を範囲とする良好な集落ネットワークの形成を図ることを目指す。

○計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備			
	(2)過疎地域自立促進特別事業			
		自治会館建設事業費補助事業 ①事業の必要性 コミュニティの活動低下や資金不足も見られることから、活動の拠点となる自治会館の建設・改修等を支援する必要がある。 ②具体的な事業内容 地域住民が集会や地域の活性化事業に使用するための自治会館等の建設・改修等に要する経費に対して、補助金を交付する。 ③事業効果 地域住民の地域活動等の拠点として集まる場が確保され、地域コミュニティの維持・活性化につながることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。	自治会	補助金
	(3)その他			
		自治会等コミュニティ活性化支援事業(ソフト)	市・自治会	補助金
		自治会振興交付金事業(ソフト)	自治会	補助金
		自治会コミュニティ再生応援事業(ソフト)	市・自治会	補助金
		集落支援員配置事業(ソフト)	市	
		地域づくり協議会強化支援事業(ソフト)	市	
		共同研究等推進事業(ソフト)	市	再掲
	県外大学等調査研究活動支援事業(ソフト)	市	再掲	
	鹿角元気力アップ事業(ソフト)	市	再掲	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) その他地域の自立促進に関し必要な事項の方針

人口減少が進行することで、行政規模の縮小や地域コミュニティの弱体化が問題視される中、UIJ ターンを促進し、移住・定住人口の増加により、地域活力の創造を図る必要がある。

こうした視点から、本市においては、活力のある自立した地域づくりを進めるにあたり、これまでの諸施策とあわせて移住・定住への取り組みを推進する。

(2) 移住・定住

①現況と問題点

若年層の他地域への流出により、地域活力の低下や地域活動の担い手の不足などを引き起こしている。UIJ ターンを促進し、本市への新しい人の流れをつくり、移住・定住人口の増加させることにより、産業の活性化を図るなど、地域活性化に取り組む必要がある。また、近年では都市部の若年層を中心に移住ニーズが高まっている状況にあることから、本市の魅力の発信による認知度の向上や、移住促進協議会の設置、移住者ネットワークの構築を図るなど、地域が一体となって市外からの移住者を受け入れ、移住・定住後も生活をサポートしていくといった移住・定住しやすい環境を整える必要がある。

②その対策

移住コンシェルジュによる移住・定住のワンストップ窓口機能の充実を図るとともに、地域の価値を改めて探り、その魅力の情報発信の強化や地域資源を活用した移住体験機会を提供するなど受入態勢の整備を図り、鹿角の暮らしの良さを伝える取り組みにより移住・定住を促進する。

また、移住促進協議会を組織し、意見等を反映しながら事業の推進を図るとともに、移住定住サポーター及び移住者ネットワークといった移住・定住者に寄り添った活動を行う民間団体を組織し活動を支援することで、市民全体で移住者を支えていく意識を醸成し支える人材を育成する。

さらには、宅地・建物データバンクの拡充を図るなど住環境の整備に努め、移住・定住に向けた支援を行う。

○ 計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 その他地 域の自立促進 に関し必要な 事項		移住促進体制充実事業(ソフト)	市	
		移住情報発信事業(ソフト)	市	
		移住体験提供事業(ソフト)	市	
		定住促進事業(ソフト)	市	

○事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	<p>「そばの里」プロジェクト推進事業</p> <p>①事業の必要性 そばの産地化を推進し、本市の基幹産業である農業の振興を図るとともに、遊休農地の解消による農地の荒廃を防ぐ必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 耕作放棄地や不作付地へのそばの作付けを推奨し、販売数量に応じて交付金を交付する。</p> <p>③事業効果 農地の有効活用と農業所得の向上が図られるとともに、新たな地場産品が創出され、地域産業の活性化につながることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	市・農業経営 体	補助金
		<p>「淡雪こまち」振興事業</p> <p>①事業の必要性 地域ブランド米として、作付面積のさらなる拡大と品質向上を図り農業所得を向上させる必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 作付面積のさらなる拡大を推進するとともに、品質向上を図るため、農業者が出荷した特裁米数量に対して交付金を交付する。</p> <p>③事業効果 地域ブランドの定着が図られ、産地としての競争力の強化と生産者の所得向上が図られることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	市・農業経営 体	補助金
		<p>水田転換主力作物づくり強化事業</p> <p>①事業の必要性 主食用米から市場性・採算性の高い作物への転換を進め、強い農業生産地域を確立し、農業所得の向上を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 水田への市場性・採算性の高い作物の作付販売及び団地化に対して交付金を交付する。</p> <p>③事業効果 偏重生産のリスク低下や生産作物面積の集積が図られるとともに、農業所得の向上につながることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	農業経営体	補助金

		<p>北限の桃産地拡大推進事業</p> <p>①事業の必要性 市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「かづの北限の桃」のブランド化による地域産業の振興と農業所得の向上を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 新植・改植に係る事業費の補助により、規模拡大とブランドの確立・強化に資する取り組みを支援する。</p> <p>③事業効果 「かづの北限の桃」のブランドを確立することで、地域産業の活性化と農業者の安定的な収入の確保が図られることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	農業経営体	補助金
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(6)過疎地域自立促進特別事業	<p>橋りょう点検事業</p> <p>①事業の必要性 経年劣化により、修繕や架け替えが必要な道路橋の増加が見込まれることから、効果的に修繕等を実施するため、計画的に点検を行う必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 橋りょう点検を実施する。</p> <p>③事業効果 点検結果に基づく計画的な修繕等により、市民生活に関わる道路網の安全性が確保されることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
3 生活環境の整備	(6)過疎地域自立促進特別事業	<p>空き家等適正管理推進事業</p> <p>①事業の必要性 空き家問題は、景観を阻害するばかりではなく、近隣住民に危険や被害を及ぼすなど様々な問題を引き起こす要因となっている。</p> <p>②具体的な事業内容 特定空家の調査を行うとともに、除却費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果 集落内の危険な建物がなくなり、安全で安心な生活の確保と住みよい環境がつけられることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	市・空き家所有者	補助金

		<p>旧消防庁舎解体事業</p> <p>①事業の必要性 旧消防庁舎については、老朽化による危険性が高く、他用途での利用が困難であり、また、景観の阻害が懸念されるため、解体する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 旧消防庁舎を解体し、整地する。</p> <p>③事業効果 安全性の確保と景観の保全がなされ、良好な生活環境が整備されることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
		<p>老人福祉センター解体事業</p> <p>①事業の必要性 老人福祉センターについては、老朽化による倒壊等の危険性が高く、他用途での利用が困難であるとともに、景観の阻害が懸念されるため、解体する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 老人福祉センターを解体する。</p> <p>③事業効果 安全性の確保と景観の保全がなされ、良好な生活環境が整備されることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)過疎地域自立促進特別事業	<p>除雪等支援事業</p> <p>①事業の必要性 高齢化の進行により、自力で除排雪することが困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加してきていることから、高齢者が冬期間も安全で安心な生活を送ることができるよう地域で支援していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 高齢者世帯等に対し、間口除雪のほか雪下ろしや除排雪に掛かる費用を支援する。また、高齢者世帯等の間口除雪を実施する自治会等に対し、その活動に要する費用の一部を助成する。</p> <p>③事業効果 高齢者世帯等の冬期間の生活における安全の確保と不安解消が図られ、住み慣れた地域で生活を送ることができることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	市・一人暮らし高齢者等	補助金
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	<p>医師確保対策事業(地域中核病院支援)</p> <p>①事業の必要性 本市における医師充足率は低く、市民の安全で安心な生活を確保する上で地域医療の確保は大きな課題である。</p> <p>②具体的な事業内容 地域の中核病院であるかづの厚生病院が、中核病院の機能維持のため医師確</p>	医療機関等	補助金

		<p>保対策に要した費用について支援する。 また、岩手医科大学に地域医療連携に関する寄付講座を開設する。</p> <p>③事業効果 中核病院への支援や寄付講座の開設により医師が確保され、市民が安全で安心な医療サービスを受けることができる環境が確保されることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>		
		<p>医療機関開設資金支援事業</p> <p>①事業の必要性 市内で医療を行う医師が不足している現状を打開し、市民が安全、安心な医療サービスを受けることができる体制を構築する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 本市に医療機関を開設する医師又は医療法人に対し、開設に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>③事業効果 医師不足の改善に寄与するとともに、市民が地域で安心した医療サービスの提供が受けられる体制が整うことから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	医療機関等	補助金
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	<p>自治会館建設事業費補助事業</p> <p>①事業の必要性 コミュニティの活動低下や資金不足も見られることから、活動の拠点となる自治会館の建設・改修等を支援する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 地域住民が集会や地域の活性化事業に使用するための自治会館等の建設・改修等に要する経費に対して、補助金を交付する。</p> <p>③事業効果 地域住民が地域活動の拠点として集まる場が確保され、地域コミュニティの維持・活性化につながることから、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	自治会	補助金